

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月23日

【事業年度】 第71期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 株式会社ビー・エム・エル

【英訳名】 BML, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近藤 健介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号

【電話番号】 03(3350)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務執行役員企画本部長 武部 憲尚

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号

【電話番号】 03(3350)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務執行役員企画本部長 武部 憲尚

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(百万円)	186,067	159,462	137,964	143,191	150,262
経常利益	(百万円)	51,077	24,182	9,605	9,970	11,014
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	33,741	15,578	6,034	6,263	7,748
包括利益	(百万円)	34,689	15,382	7,622	7,220	8,823
純資産額	(百万円)	121,684	126,751	130,140	133,772	132,129
総資産額	(百万円)	183,162	172,732	176,384	182,873	183,247
1株当たり純資産額	(円)	2,909.29	3,138.63	3,228.06	3,316.84	3,405.40
1株当たり当期純利益金額	(円)	833.24	395.84	154.81	160.62	203.54
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	832.62	395.62	154.74	160.55	203.45
自己資本比率	(%)	63.4	70.9	71.3	70.7	69.7
自己資本利益率	(%)	33.0	13.1	4.9	4.9	6.0
株価収益率	(倍)	3.7	7.8	18.8	18.8	19.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	45,603	11,742	14,446	15,809	20,715
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△7,297	△7,627	△21,137	△16,793	△7,689
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△9,828	△9,715	△5,733	△5,426	△12,351
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	88,360	82,760	70,338	63,928	64,602
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	4,290 (4,637)	4,415 (4,590)	4,513 (4,553)	4,558 (4,492)	4,612 (4,411)

(注) 過年度の退職給付関係の会計処理に誤りがあることが判明したため、第67期～第70期の総資産額及び自己資本比率は訂正後の金額を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月		2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2026年 3月
売上高	(百万円)	148,886	128,311	112,217	117,420	123,770
経常利益	(百万円)	38,589	18,593	6,487	7,844	8,041
当期純利益	(百万円)	27,228	16,085	5,345	5,970	7,098
資本金	(百万円)	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045
発行済株式総数	(株)	43,514,726	42,613,626	42,294,426	42,294,426	40,749,426
純資産額	(百万円)	89,796	97,693	99,324	101,861	98,792
総資産額	(百万円)	141,402	137,902	140,317	145,889	149,242
1株当たり純資産額	(円)	2,248.06	2,503.13	2,547.21	2,610.80	2,635.06
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	120.00 (35.00)	100.00 (40.00)	80.00 (40.00)	120.00 (50.00)	125.00 (60.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	672.41	408.73	137.14	153.11	186.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	671.91	408.50	137.08	153.04	186.37
自己資本比率	(%)	63.5	70.8	70.8	69.8	66.2
自己資本利益率	(%)	34.4	17.2	5.4	5.9	7.1
株価収益率	(倍)	4.6	7.5	21.2	19.7	21.7
配当性向	(%)	17.8	24.5	58.3	78.4	67.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	2,438 (1,650)	2,550 (1,611)	2,642 (1,577)	2,675 (1,570)	2,700 (1,530)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	83.9 (102.0)	86.4 (107.9)	83.9 (152.5)	89.9 (150.2)	120.0 (202.2)
最高株価	(円)	4,985	4,020	3,250	3,125	4,385
最低株価	(円)	3,035	3,035	2,594	2,592	2,663

- (注) 1. 第67期の1株当たり配当額120円は特別配当50円、第68期の1株当たり配当額100円は特別配当20円、第70期の1株当たり配当額120円は記念配当20円をそれぞれ含んでおります。
2. 第71期の1株当たり配当額125円のうち期末配当額65円については、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。
3. 最高・最低株価は2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
4. 過年度の退職給付関係の会計処理に誤りがあることが判明したため、第67期～第70期の総資産額及び自己資本比率は訂正後の金額を記載しております。

2 【沿革】

年月	事項
1955年7月	近藤健次(故人 当社創業者)が、保存血液の製造及び販売を目的として資本金1,500千円をもって東京都渋谷区千駄ヶ谷に株式会社相互ブラッド・バンクを設立。
1964年3月	輸血用血液取扱が日本赤十字社血液センターに集中されたことに伴い、臨床検査業務への事業転換に着手。
1967年8月	臨床検査センターを設置し、臨床検査の受託を開始。
1973年4月	検体の集配を目的として、株式会社ジャパングリニカルサービス(当社100%出資)を設立。
1975年10月	富山県富山市に営業所を設置、全国営業所ネットワークの構築に着手。
1976年7月	株式会社相互生物医学研究所に商号を変更、同時に東京都中野区中央に本社を移転。
1981年11月	富山県富山市に衛生検査所を設置、全国ラボネットワークの構築に着手。
1985年1月	東京都杉並区高円寺南に本社を移転、また埼玉県川越市に当社の中心となるBML総合研究所を設置、検査業務の総合及びトータルラボラトリーシステムを構築。
1986年7月	病理・細胞診検査を目的として、株式会社ピーシーエルジャパン(当社100%出資)を設立。
1989年3月	医療情報システムの構築を目的として、株式会社メリッツ(当時当社100%出資)を設立。
1989年4月	株式会社ビー・エム・エルに商号を変更。
1991年6月	株式会社東京公衆衛生研究所の株式を取得(当時当社70%所有)し、子会社とする。
1993年4月	東京都渋谷区千駄ヶ谷に本社を移転。
1993年7月	松戸市および松戸市医師会との共同出資(当社97%出資)により、株式会社松戸メディカルラボラトリーを設立。
1995年1月	臨床検査受託のための地域子会社として、株式会社愛媛メディカルラボラトリー(当時当社97%出資)を設立。
1996年1月	株式会社生物医科学研究所の株式を取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
1996年7月	株式会社協同医学研究所(現 株式会社QCL)の株式を取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
1997年8月	F&S事業部を設置し、食品衛生検査の受託を開始。(注)
1998年8月	千葉県柏市に「アリア薬局」を設置し、調剤薬局の経営を開始。
1998年11月	株式会社第一臨床検査センター(現 株式会社第一岸本臨床検査センター)の株式を取得(当時当社60%所有、現100%所有)し、子会社とする。
1998年12月	新規医薬品の開発業務受託機関(CRO)を目的として、株式会社アレグロ(当社100%出資)を設立。
1999年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2000年1月	医療情報システム事業部を設置し、電子カルテの販売を開始。
2001年4月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
2001年8月	株式会社共同検査システムの株式を取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
2002年9月	大塚製薬株式会社より臨床検査事業の営業を譲受ける。 株式会社大塚東京アッセイ研究所の株式を取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
2003年2月	株式会社環境科学コーポレーション(現 株式会社BMLフード・サイエンス)の株式を取得(当社100%所有)し、子会社とする。
2004年8月	株式会社ラボテック(千葉県市原市)の株式を取得(当時当社40%所有)。
2004年10月	株式会社BMLフード・サイエンスを会社分割し、株式会社環境科学コーポレーションを設立。
2005年4月	株式会社ラボテック(千葉県市原市)の株式を追加取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
2005年6月	株式会社第一臨床医学検査センターの株式を取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
2005年7月	株式会社日研医学の株式を取得(当社100%所有)し、子会社とする。

年月	事項
2006年1月	株式会社ラボテック(長崎県佐世保市)の株式を取得(当時当社10%所有、現100%間接保有)。
2006年4月	株式会社近畿予防医学研究所との共同出資(当社51%出資)により、株式会社近畿予研BML(現株式会社オー・ピー・エル)を設立。
2006年9月	株式会社小田島盛岡臨床検査センター(現株式会社盛岡臨床検査センター)の株式を取得(当社66.3%所有)し、子会社とする。
2007年2月	三菱商事株式会社との合弁により、株式会社BMLフード・サイエンスと株式会社アレグロの株式移転を行い、株式会社BMLライフサイエンス・ホールディングスを設立(当時当社65%所有)。
2007年3月	クオール株式会社に調剤薬局事業を譲渡。
2007年8月	微研株式会社の株式を取得(当時当社100%所有、現100%間接保有)し、子会社とする。
2008年2月	株式会社ラボテック(長崎県佐世保市)の株式を追加取得(当時当社51%所有、現100%間接保有)し、子会社とする。
2010年4月	株式会社メリッツを吸収合併。
2010年9月	米国コーヴァンス社(現 ラボコープ社)と国際治験用共同ラボを設立。
2011年1月	株式会社大宮臨床検査センター(現 株式会社第一岸本臨床検査センター、当社100%出資)を設立。
2011年4月	株式会社大宮臨床検査センターが新川管財株式会社の臨床検査事業等を吸収分割により承継し、株式会社岸本医科学研究所に社名を変更し連結子会社となる。 株式会社フォレストホールディングスとの合弁により、中間持株会社となる株式会社九州オープンラボラトリーズ(当社66%出資)を設立。 診療所向け電子カルテ「QUALIS」を販売開始。
2012年2月	株式会社QOLセントラルラボラトリーズ(現 株式会社QCL、株式会社九州オープンラボラトリーズ100%出資)を設立。
2012年3月	当社100%子会社である株式会社第一臨床検査センター、株式会社岸本医科学研究所、及び株式会社共栄医研の3社が合併。株式会社岸本医科学研究所が、株式会社第一岸本臨床検査センターに社名変更。
2012年4月	株式会社QOLセントラルラボラトリーズが、株式会社協同医学研究所及び株式会社リンテックの検査部門を吸収分割により承継し、連結子会社となる。
2012年7月	株式会社ラボテック(千葉県市原市)を吸収合併。
2014年4月	株式会社岡山医学検査センターの株式を取得(当社100%所有)し、子会社とする。
2014年5月	上海千麦博米楽医学検査所有限公司(中国)に出資(当時当社40%出資)。
2019年4月	株式会社東海細胞研究所の株式を取得(当社100%所有)し、子会社とする。
2019年10月	株式会社第一臨床医学検査センターを吸収合併。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、市場第一部からプライム市場に移行。 クラウド版電子カルテ「Qualis Cloud」を販売開始。 株式会社東京公衆衛生研究所を吸収合併。
2023年8月	株式会社愛媛メディカルラボラトリーを吸収合併。
2024年8月	株式会社QOLセントラルラボラトリーズが株式会社協同医学研究所及び株式会社リンテックを吸収合併し、株式会社QCLに社名変更。
2025年1月	BML 総合研究所新棟が稼働開始。
2025年6月	監査等委員会設置会社へ移行。
2025年9月	株式会社BMLライフサイエンス・ホールディングスを吸収合併。
2026年2月	上海千麦博米楽医学検査所有限公司の全出資持分を売却。

(注) F&S事業部のF&Sとは、Food and Sanitation の略で、食品衛生検査のことです。

3 【事業の内容】

当社グループは、連結子会社として㈱ピーシーエルジャパン、㈱ジャパングリニカルサービス、㈱アレグロ、㈱BMLフード・サイエンス、㈱松戸メディカルラボラトリー、㈱日研医学、㈱オー・ピー・エル、㈱盛岡臨床検査センター、微研㈱、㈱ラボテック、㈱第一岸本臨床検査センター、㈱九州オープンラボラトリーズ、㈱QCL、㈱BMLメディカルワークス、㈱岡山医学検査センター及び㈱東海細胞研究所の16社、持分法非適用非連結子会社として㈱地域医療サービス、㈱札幌病理検査センター、㈱札幌イムノ・ダイアグノスティック・ラボラトリー、DPR㈱及び㈱オーエムエル、持分法非適用関連会社である㈱北里大塚バイオメディカルアッセイ研究所及び㈱中央微生物検査所で構成されております。

㈱松戸メディカルラボラトリー他13社は、主に、各地域の病院および診療所から一般検査および特殊検査を受託するとともに、当社に対して特殊検査を再委託しております。また、当社は、これらの会社に当社の受託した一般検査の内、緊急検査につき再委託しております。㈱地域医療サービスは㈱盛岡臨床検査センターから検体の集配を受託しております。

なお、当社および臨床検査を実施している連結子会社は、共通のITシステムを利用しております。ホスト基幹システムで処理されたデータは、顧客に検査結果として報告しております。ホスト基幹システムが保持する顧客の単価データおよび検体検査実績データが、顧客への請求データとなり、そこから売上の自動計上に連動しています。

㈱ジャパングリニカルサービスは、主に当社の臨床検査検体の受付、検査情報の報告処理業務および運送業務を行っております。

㈱ピーシーエルジャパン及び㈱東海細胞研究所は、病理・細胞診検査を主に当社から受託しております。また、DPR㈱は、病理・細胞診検査を主に㈱盛岡臨床検査センターより受託しております。

㈱BMLフード・サイエンスは外食産業および大型小売店等から食品・衛生検査およびコンサルティング業務を受託しております。また、当社は受託した食品検査等の再委託をしております。

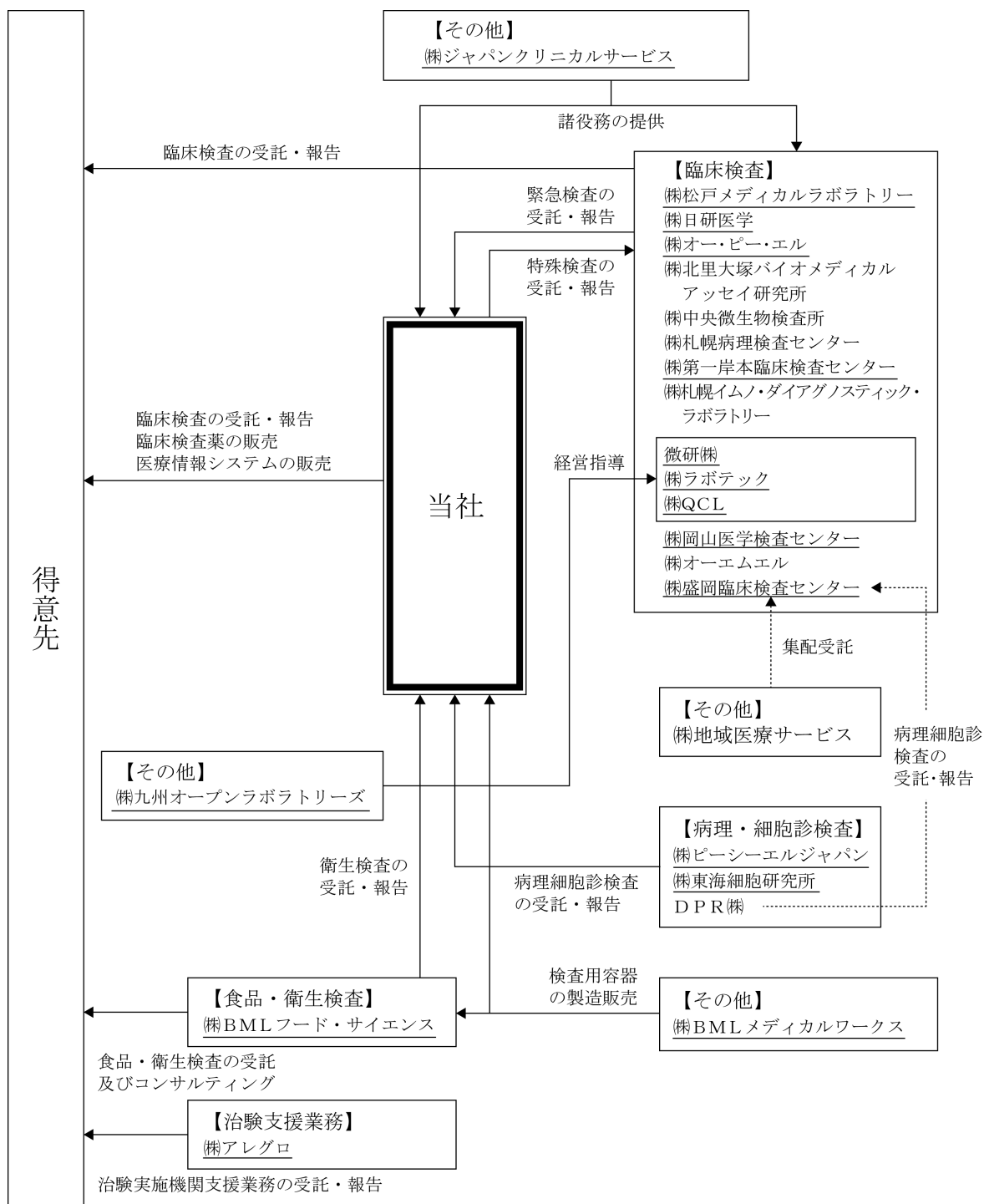
㈱アレグロは、製薬会社等より治験実施医療機関支援業務を受託しております。

㈱BMLメディカルワークスは、検査用容器の製造等を行っております。

㈱九州オープンラボラトリーズは、微研㈱、㈱ラボテック及び㈱QCLの経営指導を行っております。

このように、当社グループは、臨床検査並びにこれに関連する事業を営んでおります。

当社グループにおける各社の位置づけは、以下の図のとおりであります。



- (注) 1. 上記において下線を付した会社は、連結子会社であります。
 2. (株)BMLライフサイエンス・ホールディングスは、2025年9月1日付で当社に吸収合併されております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有 (又は 被所有) 割合 (%)	関係内容				
					役員 の兼 任等	資金 援助 (百万 円)	営業上 の取 引	設備 の 賃貸 借	その他
(連結子会社) ㈱第一岸本臨床検査センター	北海道 札幌市 東区	100	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	有	—	臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸借	—
㈱オー・ピー・エル	大阪府 茨木市	98	臨床検査の 受託業務	直接 51.0	有	—	臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸	—
㈱岡山医学検査センター	岡山県 倉敷市	49	臨床検査の 受託業務・ 調剤薬局事 業	直接 100.0	有	—	臨床検査の委 託及び受託	不動産賃借	—
㈱松戸メディカル ラボラトリー	千葉県 松戸市	30	臨床検査の 受託業務	直接 97.0	無	—	臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸	—
㈱日研医学	福井県 福井市	25	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	無	—	臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸	—
㈱ピーシーエル ジャパン	東京都 新宿区	20	病理・細胞 診検査	直接 100.0	有	—	病理・細胞診 検査の委託	不動産賃貸借	—
㈱ジャパングリ ニカルサービス	東京都 杉並区	20	臨床検査検 体の受付・ 検査情報処 理等	直接 100.0	有	—	臨床検査検体 の受付及び検 査情報処理等	不動産賃貸借	—
㈱盛岡臨床検査セ ンター	岩手県 盛岡市	10	臨床検査の 受託業務	直接 66.3	有	—	臨床検査の委 託及び受託	不動産賃借	—
㈱BMLメディカ ルワークス	埼玉県 川越市	10	検査用容器 の製造等	直接 100.0	有	—	検査用容器の 製造等	不動産賃貸	—
㈱東海細胞研究所	岐阜県 岐阜市	10	病理・細胞 診検査	直接 100.0	有	—	病理・細胞診 検査の委託	—	—
㈱九州オープンラ ボラトリーズ	福岡県 福岡市 博多区	50	臨床検査に 関する事業	直接 66.0	有	—	—	—	—
㈱アレグロ	東京都 渋谷区	30	治験実施機 関支援業務	直接 100.0	無	—	—	不動産賃貸	—

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有 (又は 被所有) 割合 (%)	関係内容				
					役員 の兼 任等	資金 援助 (百万 円)	営業上 の取 引	設備 の 賃貸借	その他
(連結子会社) ㈱BMLフード・サイエンス	東京都 新宿区	100	食品衛生検査事業	直接 100.0	有	—	食品検査の委託	不動産賃貸	—
微研㈱	鹿児島 鹿児島 島市	90	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注)3	無	—	臨床検査の委託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸借	—
㈱QCL	福岡県 福岡市 東区	10	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注)3	有	—	臨床検査の委託及び受託	不動産賃貸借	—
㈱ラボテック	長崎県 佐世保 市	10	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (51.0) (注)4	無	—	臨床検査の委託及び受託	—	—

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 議決権の所有(又は被所有)割合欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
3. 当社の子会社である㈱九州オープンラボラトリーズが100%所有しております。
4. 当社の子会社である㈱九州オープンラボラトリーズが51%、当社が49%所有しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は設立以来、迅速で精度の高い検査を提供してまいりました。またその検査領域は、一般検査から特殊検査まで4,000項目以上に及んでおります。これは、「豊かな健康文化を創造する」との基本方針のもと、市場ニーズのキャッチ、先端技術の導入そして精度管理を積極的に推進してきた結果であります。

当社グループは今後も、臨床検査事業をメインに、この分野における「品質と生産性向上への弛まぬ挑戦」を続けることにより、持続的成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

特に昨今、医療制度改革が急速に進展する中で、「医療の効率化」や「質の向上」が強く求められており、当社を取り巻く経営環境も大きく変化しております。こうした環境の変化に柔軟かつスピード感のある対応を図るとともに、潮流を的確に捉えたシステム、サービスの提供により、医療のIT化に貢献する企業を目指してまいります。

また、IS09001および臨床検査室に特化したマネジメントシステムである「IS015189」を取得し品質の向上を図ることで顧客満足度を高めてまいります。更に企業の社会的責任の観点から、IS014001の取得をグループ全体に拡大することにより環境保全にも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

(2) 目標とする経営指標

連結売上高営業利益率 …………… 8.5%以上
連結自己資本利益率 …………… 8.0%以上

(3) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

2024年度から第9次中期経営計画（2024～2028年度）がスタートしました。この第9次中期経営計画では、グループビジョンの実現に向けて「さらなる品質」、「ソリューション」および「相互の発展」の追求をキーコンセプトとし、「10年先を見据えた事業拡大を確固たるものにする」ことを目標に、事業の成長を維持しつつ集中投資による事業基盤の大幅な拡充を同時並行で進めてまいります。

具体的には、「次世代ラボ構築」を核として「売上・シェア拡大」「収益性向上」「事業ポートフォリオ最適化」「サービスレベル強化」「標準化推進」「高機能検査開発」の6つの基本戦略フレームワークに基づき計画を推進します。

「次世代ラボ構築」においては、BMLフード・サイエンス新検査棟、BML総合研究所6期棟及びピーシーエルジャパン新東京ラボが稼働しました。これにより今後10年先まで持続可能な検査能力の拡大を実現します。

「売上・シェア拡大」においては、営業リソースをマーケットに応じ適正に配備するとともに本部ソリューション機能を強化し、お客様の課題解決に取り組むことで取引の拡大を推進します。また、新たな検査項目・機能を拡充することでお客様のニーズに対応する体制を整備します。

「収益性向上」においては、当社の品質・サービスレベルの認知度を上げ、その価値に応じた価格設定を行い収益の改善を進めます。また、検体の集荷と結果報告・請求業務のプロセスを抜本的に見直すことで、業務コストの削減を推進します。さらに、次世代ラボの完成に伴い検査工程の効率化を進め、検査コストについても削減します。

「事業ポートフォリオ最適化」においては、臨床検査事業・食品衛生事業・医療情報システム事業のそれぞれの売上拡大を図りつつ、特に臨床検査事業についてコスト削減を進め大幅な収益改善を行うことで、バランスのよいポートフォリオ別収益の向上を目指します。

「サービスレベル強化」においては、結果報告にスピードが求められる細菌検査・病理細胞診検査の地方分散を完了し、サービス向上を図っています。また、検査・電子カルテの各コールセンター機能を増強しお客様の相談や要望への対応レベルを向上させます。さらに、電子カルテを利用されるお客様への保守・メンテナンス対応を行う人員を増員し、サポート体制を強化します。

「標準化推進」においては、全国の自社ラボを規模別に分類し、ラボの規模に合わせた標準機器の選定・配備を進めるとともに統一された標準作業手順書を整備します。これにより検査業務の標準化を進め品質の向上を図ります。

「高機能検査開発」においては、先進的ゲノム解析デバイスの導入やバイオ企業・大学及び研究機関との連携を強化することで、各種ゲノム検査等の高機能検査開発を進めます。

また、当社では第8次中期経営計画から「顧客体験価値の向上」×「業務効率化」をDXとして定義づけてDXソリューションに取り組んでいます。すでにDigital Reporting System(DRS)、電子カルテ等で診療をサポートする機能を提供していますが、今後も顧客の業務効率向上に資する機能の強化を図るとともに、新たなIT製品ラインアップも充実させてまいります。このため10年間にわたり約100億円のDX推進投資を計画しています。また、デジタル人材育成においては従業員の各種資格取得を進めていますが、今後資格取得支援を充実させるとともに高度DX人材を採用・育成してまいります。

さらに、第9次中期経営計画ではESGへの取り組みを強化してまいります。

「E:環境」においては、気候変動への対応を優先度の高い課題として認識し、IEA(国際エネルギー機関)が公表している気候変動シナリオを参照のうえ、2050年時点における気候変動の影響を分析しています。なお、地球温暖化の急速な進行に対して抜本的なシステム移行を含めた厳しい対策が必要であるとの認識に基づき、1.5~2℃および4℃シナリオを選択しています。これに基づきCO2排出削減をはじめ環境に関するKPIを設定し、その計画に基づいて活動を進めてまいります。

「S:社会」においては、人材開発・活用のため研修体制の充実を図るとともに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進として、女性従業員のキャリア形成を目的とした各種施策を実施してまいります。さらに、従業員とその家族の健康保持・増進を目的とした健康で働きやすい職場環境の構築にも取り組んでまいります。これらにつきましても、それぞれの項目にKPIを設定し、その計画に基づいて活動を進めてまいります。

「G:ガバナンス」においては、コーポレートガバナンス・コードや議決権行使助言方針を念頭に、取締役のダイバーシティ、監督・執行体制強化や内部統制レベルの強化を進めます。その一環として、当社は2025年6月に「監査等委員会設置会社」に移行しました。これにより取締役の監督機能を強化し、監視体制を確立することで一層のコーポレートガバナンスの充実を図ります。また、投資家説明会やIR活動をより積極的に行い投資家とのコミュニケーションを強化し相互理解を深めてまいります。

資本コストや株価を意識した経営の推進については、自社の資本コストと事業別の収益性を正しく認識しROEの改善を進めてまいります。具体的には、DXや人的資本への投資など、将来の成長に資する施策へ経営資源を重点的に配分し、その成果として収益向上を確実なものとしします。一方、株主還元については従来の安定配当を継続しつつ還元性向をより充実させることで、投資と還元の適正化に取り組みます。これにより、資本コストを大きく上回るROE8.0%以上を達成します。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは様々な要因により異なる可能性があります。

(1) サステナビリティ全般

BMLグループは、第9次中期経営計画においてESGをキーコンセプトの基盤と位置づけました。当社グループは「豊かな健康文化を創造します。」の企業理念のもと、事業を通じて社会の健康増進に貢献するとともに、持続可能な社会の実現に向け責任を果たしていくことが使命であると認識しています。医療インフラの一翼を担う企業として、環境負荷の低減、社会課題の解決、透明性の高いガバナンスに向けた取組みを着実に進めてまいります。

① ガバナンス

a. ガバナンス体制

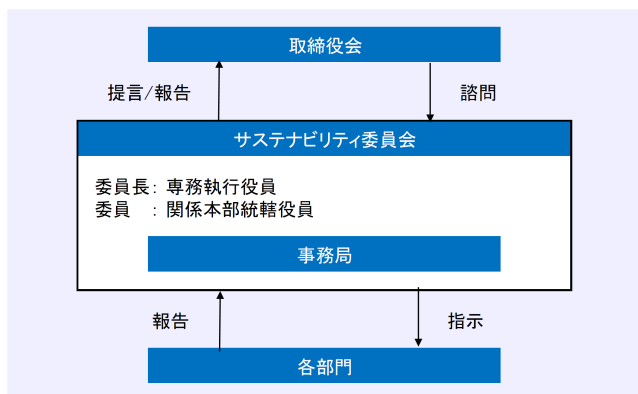
当社グループでは、グループ全体のサステナビリティの推進を目的としたサステナビリティ委員会を設置しています。委員会は専務執行役員を委員長とし、関係する本部の統括役員で構成されています。

サステナビリティ委員会は、重要課題（マテリアリティ）の特定、評価を始めとするサステナビリティに関する方向性や計画等を討議・決定し、四半期に1回、活動内容を取締役会へ報告しています。

取締役会は、サステナビリティ委員会で討議・決定した内容の報告を受け、その活動状況の評価、助言、監督を行っています。

取締役会において重要な評価や決定がなされた場合、執行役員会議等を通じてフィードバックし、改善を行う体制を組んでいます。

サステナビリティ委員会体制図



サステナビリティ委員会の主な協議内容(2026年3月期)

開催月	内容
6月	3年間実績を踏まえた2030年度GHG排出量削減目標評価 ・達成の見通し ・施策の評価、追加施策の検討
9月	CO2排出量削減施策 ・追加施策の実施協議 人権デュー・ディリジェンス進捗 ・人権リスク特定、影響度評価、従業員アンケート実施
12月	CO2削減施策の達成見通し評価 人権デュー・ディリジェンス進捗 ・従業員アンケート分析結果の報告
1月	CO2削減施策の実施協議 ・12月取締役会での評価を受け、一部施策の再協議
3月	CO2削減施策の実施協議 ・1月委員会協議を受けた再調査結果の報告 人権への取組み ・人権に関する苦情通報対応の体制構築 ・救済窓口の設置

b. 役員報酬との連動

2024年度より、役員報酬の評価項目にESG評価を加えることで、ESGの取組みへのインセンティブとしています。詳細は「第4提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (4) 役員の報酬等」をご参照ください。

② リスク管理

当社グループのリスク管理は、リスク管理部が主体となり、コンプライアンス、情報セキュリティ、労働安全衛生、自然災害対応等の全社リスクを四半期に1回モニタリングする体制を構築しております。これらリスクの中には、災害、労務管理、情報漏洩等、サステナビリティ関連の要素を含むリスクが一部含まれております。

③ 戦略

当社グループでは2022年、13項目の重要課題（マテリアリティ）を特定いたしました。特定にあたっては、当社の事業戦略上の課題、業界における重要課題等を抽出し、事業インパクトとステークホルダー関心の2軸で評価し優先付けを行ったうえで取締役会による妥当性の確認を経て特定しております。

また、各マテリアリティは、主管部署を設定し、KPI、目標を定め、取組みを進めております。

マテリアリティ進捗は、サステナビリティ委員会が毎年1回確認し、取締役会へ報告しています。

マテリアリティ各項目のKPI、目標値は、当年度実績と併せて次項「④指標と目標」に掲載しております。

④指標と目標

2026年3月期までのマテリアリティ目標及び進捗状況は以下の通りです。

マテリアリティ	KPI	実績		目標	目標達成年度	
		2024年度	2025年度			
E	気候変動 エネルギーマネジメント	2021年度基準のco2排出量スコープ1+2の削減	5%削減	13%削減	30%削減(2021年度比)	2030年度
		2021年度基準のco2排出量スコープ3の削減	-	Scope3(カテゴリ1~7)算定及び開示	排出量の開示	2025年度
		-	-	排出目標の設定	2026年度	
	2050年カーボンニュートラルに向けた中長期目標とロードマップの作成	2030年までのロードマップ作成	ロードマップ見直しを実施	中長期目標の設定 ロードマップの作成	2024年度	
S	ダイバーシティ・エキ ティ&インクルージョン (DE&I)	女性管理職(課長級以上)比率	14.5%	17.0% (2026年4月現在19.0%)	22%	2031年度
		育児休業後の復職率	100%	100%	100%継続維持	毎年
		男女別育児休業取得率	女 100% 男 100%	女 100% 男 100%	女 100%継続維持 男 100%継続維持	女 毎年 男 毎年
	人財雇用・育成	平均教育・研修時間	正社員 21.3時間/年 管理職 30.8時間/年	正社員 23.9時間/年 管理職 32.3時間/年	正社員 15時間/年 管理職 25時間/年	2027年度
		研修受講率	100%	99.7%	100%	2027年度
	従業員の健康と安全	有給休暇取得日数	12.4日	12.8日	平均13.0日以上	2031年度
		定期健康診断受診率	100%	100%	100%	毎年
		ストレスチェック受検率	92%	95.5%	97%	毎年
	人権の尊重	人権デューデリジェンスの評価実施	「サステナブル調達」、「サステナブル調達ガイドライン」制定	人権DDの運用体制構築	人権DDの仕組み構築	2025年度
		人権に関する研修の受講率	100%	100%	100%	2025年度
G	法規制対応	コンプライアンス研修の実施	8月、2月実施。 受講率100%	8月、2月実施。 受講率100%	・半期ごとに実施 ・受講率100%維持(休職、 休業者を除く)	毎年
		コンプライアンス自主監査の実施	年4回実施、実施率100%	年4回実施、実施率100%	・四半期ごとに実施	毎年
	コーポレート・ガバナ ンス	-	監査等委員会設置会社移行をリリース	・「監査等委員会設置会社」 へ移行 ・社外取締役比率引き上げ (約33%から約42%へ) 女性取締役増員(1名から2 名へ)	-	-
	情報セキュリティ	サイバー攻撃対策	EDR導入100% 標的型攻撃メール訓練 12 回実施	EDR導入100%維持 標的型攻撃メール訓練 7回 実施	EDR導入100% 標的型攻撃メール訓練12 回/年実施	2023年度
		USBメモリ縮減対策	EDR導入100% 標的型攻撃メール訓練 12 回実施	EDR導入100%維持 標的型攻撃メール訓練 7回 実施	(定量)USBメモリ 30%削減 (定性)強固な暗号化を行っ たUSBメモリへ移行完了	2024年度
	事業	品質の向上	分析機標準化	42.1%	48.1%	2026年 計画遂行率50% 以上 2028年 90%以上
卒後資格認定者数(2級臨床検査士 他)			32.2%	34.4%	2026年 20%以上 2028年 30%以上	2028年度
営業力の充実		DMRの取得	0%	21.0%	全営業員の30%(95名)取得	2030年度
		電子カルテサポート応答率及びサービス品質の向上	増員による体制整備完了	応答率:89.0%	応答率:90%以上 サービス品質:90秒以内の 応答	2023年度
		各種研修の充実	37回実施	36回実施	検査項目販売研修:月2回	毎年度
DX: デジタルトランス フォーメーション		システム導入割合/コスト削減額	BMLグループ全拠点のBラ ベル導入率:16.3%	BMLグループ全拠点のBラ ベル導入率:18.3%	Bラベルを電子カルテ利用 施設の50%に導入	2026年度
		Bラベル展開にて集配関連業務(集配・受付・入力)の軽減によるコスト削減	BMLグループ全拠点のBラ ベル貼付率:8.7%	BMLグループ全拠点のBラ ベル貼付率:10.6%	Bラベル貼付率30%	2026年度
		ITパスポート取得者数	215名 (累計541名)	208名 (累計749名)	取得人数200名/年	2029年度
医療への貢献		ゲノム医療解析実施件数	6件	0件 (2026年4月1日に心筋症 パネルが受託化)	マルチパネルを含む遺伝子 検査の受託化 5項目以上	毎年
		人口減少深刻化地域の病院に向けたランチ運営展開	0件	ターゲット17施設のうち ランチ展開 0件 (参考:FMS契約3施設)	-	-

(2) 気候変動への対応

当社グループは、気候変動への対応を優先度の高い課題としてマテリアリティ項目のひとつに特定し、環境負荷の一因であるGHG排出量の削減を始め、環境保全に関する取組みを進めています。

①ガバナンス

当社グループの気候変動に対する方向性や計画は、サステナビリティ委員会運営体制に則り推進しております。

当該項目の詳細につきましては、「(1) サステナビリティ全般①ガバナンス及び②リスク管理」をご参照ください。

②戦略

当社グループが臨床検査事業を展開している日本における主な気候変動リスク・機会について、国際機関が公表する主要な気候変動シナリオのうち1.5～2℃及び4℃シナリオを用い、それぞれのリスク・機会に関する将来予測データを収集しました。これに基づいて、脱炭素社会への移行に伴うリスク・機会と気候変動に起因する物理リスク・機会について検討し、当社事業に2050年までに影響を与えうる重要なリスクと機会を特定しています。

例えば、異常気象の激甚化が進む想定シナリオにおいて、重要拠点への浸水やサプライチェーン断絶による検体の配送遅延・破棄など、販売機会の損失のリスクを特定した一方、BCPの観点から拠点強靱化に資する設備投資を適切に行うことが競合他社との差別化につながり、販売機会にポジティブに影響するといった機会を特定しています。

当社グループが特定した気候変動関連のリスクと機会は以下の通りです。

特定した重要リスク・機会		顕在化する時間軸	影響度	潜在的な影響		財務インパクト (億円)		想定される対応策の例		
				1.5℃~2℃	4℃	1.5℃~2℃	4℃			
移行リスク・機会	炭素価格、各国の炭素排出目標・政策	電気代	中期	中	【リスク】 ・電力小売単価の上昇による検査原価等のコスト増加 【機会】 ・電力小売単価の低下による検査原価等のコスト削減		0	2.5	・1.5~2℃シナリオにおけるコスト増は吸収可能な範囲であり、影響は小さいが引き続きエネルギー効率改善に努める ・照明器具のLED化や太陽光パネルの導入により消費電力を削減、自己充電能力を強化する	
		再生エネルギー調達コスト	中期	中	【リスク】 ・再生エネルギー設備導入・グリーン電力購入等の対応によるコスト増加 【機会】 ・再生エネルギーの普及によるコスト削減	【リスク】 ・一定の再生エネルギー化によるコスト増加 (1.5~2℃シナリオと比較して軽微)	▲0.8	▲0.8	・脱化石燃料化(ガス含む)に関してあらゆる選択肢を検討していく	
		プラスチック税	中期	中	【リスク】 ・プラスチック課税によるコスト増加 【機会】 ・バイオマス由来容器や低炭素ガラス容器等の導入による販売機会の拡大	(プラスチック課税は適応されない想定)	0.05	▲0.9	・プラスチック使用量の削減や廃棄物のリサイクル、非プラスチック製品の活用、サプライヤーとの協働などあらゆる選択肢を検討していく	
		低炭素・次世代技術の普及	EVへ既存設備の切替コスト	中期	中	【リスク】 ・輸送車のEV転換と充電設備の導入によるコスト増加 ・省エネ・再生エネルギー設備の導入等によるコスト増加 【機会】 ・低炭素物流網や省エネ・再生エネルギー設備導入によって環境の面で顧客から評価向上	【リスク】 ・一定のEV転換によるコスト増加 (1.5~2℃シナリオと比較して軽微)	▲3.6	▲0.8	・公的補助金を活用し、集配車両の代替、低炭素設備の導入をする ・集配ルート最適化、車両台数の削減等により検体輸送を効率化する
		評判	顧客企業からの評判変化	長期	中	【リスク】 ・顧客企業の環境配慮に対する想定以上のニーズの高まりに対応できなかった場合、環境対応が遅れている企業と見なされて注目が減少する 【機会】 ・顧客企業の環境配慮に対する需要の高まりに適切に対応することで環境対応の進んでいる企業と認識され注目が増加する	(影響は軽微と想定)	-	-	・適切な情報開示・対話を継続していく
		投資家からの評判変化	長期	中	【リスク】 ・ダイベストメントの動向が加速し、環境経営を実践していない企業への風当たりが強くなり、資金調達コスト、開示・エンゲージメントコストが増加する 【機会】 ・環境経営を実践することでサステナブルファイナンスが可能となり、低金利での資金調達につながる	(影響は軽微と想定)	-	-	・適切な情報開示・対話を継続していく	
物理リスク・機会	降水・気象パターンの変化	水不足	中期	中	【リスク】 ・水不足に伴うラボの検査停止・遅延による信用低下と販売機会損失(4℃シナリオと比較して軽微) ・水の調達コストの増加(4℃シナリオと比較して軽微) 【機会】 ・ドライ検査の導入による競争力強化と水使用コストの減少(4℃シナリオと比較して軽微)	【リスク】 ・水不足に伴うラボの検査停止・遅延による信用低下と販売機会損失 ・水の調達コストの増加 【機会】 ・ドライ検査の導入による競争力強化と水使用コストの減少	-	-	・各拠点の水リスク評価を実施する ・排水の再利用で水使用量を削減する ・純水装置の貯水タンクの大型化にかかる投資を行う	
		気象の変化	中期	中	【リスク】 ・気象の変化や災害発生に伴う物流ルートの途絶、検体の配送遅延・停止、ラボの検査停止・遅延による販売機会損失(4℃シナリオと比較して軽微) ・災害対策コストの増加(4℃シナリオと比較して軽微) 【機会】 ・災害対応を通じた競争力とステークホルダーからの評価の向上(4℃シナリオと比較して軽微)	【リスク】 ・気象の変化や災害発生に伴う物流ルートの途絶、検体の配送遅延・停止、ラボの検査停止・遅延による販売機会損失・災害対策コストの増加 【機会】 ・災害対応を通じた競争力とステークホルダーからの評価の向上	-	-	ロードヒーティングや無停電装置の導入等を通じ、気象パターンの変化に対するレジリエンスを強化する	
		平均気温の上昇	夏季における空調負荷	長期	中	【リスク】 ・検体の輸送・保管時の温度管理コスト、空調機器への設備投資・修繕コストの増加(約2億円)(4℃シナリオと比較して軽微) ・検査不能リスク上昇、検査精度低下による販売機会の縮小	【リスク】 ・検体の輸送・保管時の温度管理コスト、空調機器への設備投資・修繕コストの増加 ・検査不能リスク上昇、検査精度低下による販売機会の縮小	▲1.7	▲4.6	・コストは吸収可能な範囲であり、影響度は小さいが引き続きエネルギー効率改善に努める ・高効率熱源機器設備の導入により、負荷削減に取り組む ・検査室内の温度管理強化、高気温を想定した検査機器選定を進める
		感染症の各種検査需要	中期	中	【リスク】 ・気温の上昇に伴う、人流の減少と受診控えの増加(4℃シナリオと比較して軽微) ・新規検査への対策コストの増加 【機会】 ・感染症・食中毒患者数増加に伴う新規検査・食品検査需要の対応による販売機会の拡大(4℃シナリオと比較して軽微)	【リスク】 ・気温の上昇に伴う、人流の減少と受診控えの増加 ・新規検査への対策コストの増加 【機会】 ・一部の感染症・食中毒患者数増加に伴う新規検査・食品検査需要の対応による販売機会の拡大	▲0.03	▲0.04	・気温上昇に関連した感染症市場への対応を強化する	
		洪水による被害	長期	大	【リスク】 ・風水災による一定の販売機会の損失、顧客からの信用低下、在庫確保・物流にかかるコスト、検査員等の人員調達コストの増加 ・検査ラボへの浸水による機器等の損害や検査ライン停止、サプライヤー・拠点被災による逸失利益 【機会】 ・集配・搬送機能やラボ機能等のBCP強化による市場競争力の向上、新規取引の創出 ・在庫調整等を通じたサプライヤーとの関係強化	【リスク】 ・風水災に伴う検体の配送遅延等による販売機会の損失、顧客からの信用低下、在庫確保・物流にかかるコスト、検査員等の人員調達コストの増加 【機会】 ・集配・搬送機能やラボ機能等のBCP強化による市場競争力の向上、新規取引の創出 ・在庫調整等を通じたサプライヤーとの関係強化	▲7.06	▲12.5	・BCPの観点から物流網・拠点強靱化、最適化を引き続き検討していく ・緊急事態を想定した人員確保体制の構築とサプライヤーとの連携を強化する	

影響度「小」の項目：炭素税、労働環境の変化、海面の上昇、落雷、保険料

③リスク管理

当該項目に関する詳細は (1) サステナビリティ全般②リスク管理をご参照ください。

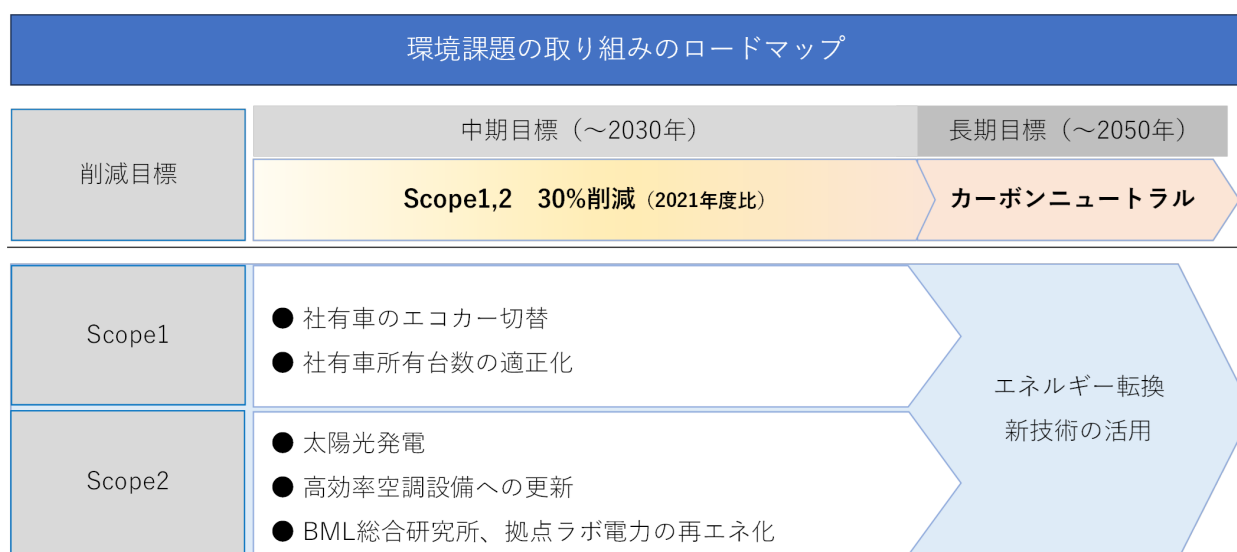
④指標及び目標

a. GHG排出量削減目標

当社グループでは、環境技術開発の進化や環境規制の強化等を見据え、より意欲的にGHG排出量の削減を推進するべく、これまでの削減計画の見直しを行うとともに、2030年度までの中期目標を『Scope1, 2の30%削減（2021年度比）』に引き上げました。

当社事業の排出源を特定し、当社グループ内でより多く排出しているBML総合研究所を中心に、燃料と電力の見直しと新技術の活用を積極的に行い、ひとつひとつのテーマに着実に取り組んでまいります。

また、Scope3につきましては、サプライチェーンとの協働が重要であるとの認識より「サステナブル調達方針」と「サステナブル調達ガイドライン」を策定し、お取引先様との連携を図っております。



b. GHG排出量実績

当年度はBML総合研究所6期棟の本格稼働による増加を想定し、再生可能エネルギー比率引き上げ等、削減施策強化を計画していたことから、当社の掲げる2030年までの中期目標『Scope1, 2の30%削減（2021年度比）』に対し、当年度は13%削減しました。

当年度のGHG（CO2）排出量は以下の通りです。

なお、Scope3につきましては、上流（カテゴリ1～7）の算定に着手し、現在目標設定に向けた計画を進めております。

単位：t-CO2

		2021 年度 (基準年)	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	対2024 年度比	対基準年削減率	
Scope1		12,797	13,007	13,157	12,319	11,302	△1,016	△1,495	△12%
Scope2（マーケット基準）		18,271	19,182	17,231	17,050	15,760	△1,290	△2,511	△14%
Scope1, 2合計		31,069	32,190	30,388	29,369	27,063	△2,306	△4,006	△13%
Scope3		176,118	165,909	154,182	221,891	160,686	△61,205		
カテゴリ1	購入した製品・サービス	147,918	134,670	118,632	123,637	127,105	3,468		
カテゴリ2	資本財	20,797	23,218	27,500	89,738	22,554	△67,184		
カテゴリ3	Scope1, 2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	2,798	2,961	2,717	2,796	5,306	2,510		
カテゴリ4	輸送、配送（上流）	1,444	1,583	1,883	1,755	2,018	262		
カテゴリ5	事業から出る廃棄物	1,975	2,281	2,249	2,776	2,517	△259		
カテゴリ6	出張	1,164	1,183	1,189	1,178	1,175	△2		
カテゴリ7	雇用者の通勤	21	12	12	12	12	0		
合計		207,187	198,098	184,570	251,260	187,749	△63,511		

※排出量実績（Scope1, 2及びScope3カテゴリ1～7）は、2024年度よりBSIグループジャパン株式会社による第三者検証（限定的保証）を実施しており、2024年度実績については「独立保証証明書」を取得しております。

当年度実績については、現在「独立保証証明書」取得に向けた手続きを進めております。

(3) 人的資本に関するガバナンス・リスク管理・戦略・指標および目標

当社の経営戦略実現に向けて、必要な人財の育成・獲得および組織・人財の活性化を通じ、人的資本を積み上げていくための施策について各種会議体で協議を重ねています。

① ガバナンス

a. 経営協議会における協議

当社では、戦略的な方向性その他の重要案件を協議する経営協議会において、人的資本を統括する人事部より以下の人的資本に関する重要事項について報告を受け、協議を行っています。

- ▶ 重要なスキルを有する人財の育成・確保に向けた投資
- ▶ ジョブ・スキルに基づく処遇制度
- ▶ 従業員の健康維持・増進
- ▶ 働きやすく働き甲斐のある職場づくりに関する取り組み
- ▶ 女性活躍を中心としたDE&I施策

b. 人事委員会における協議

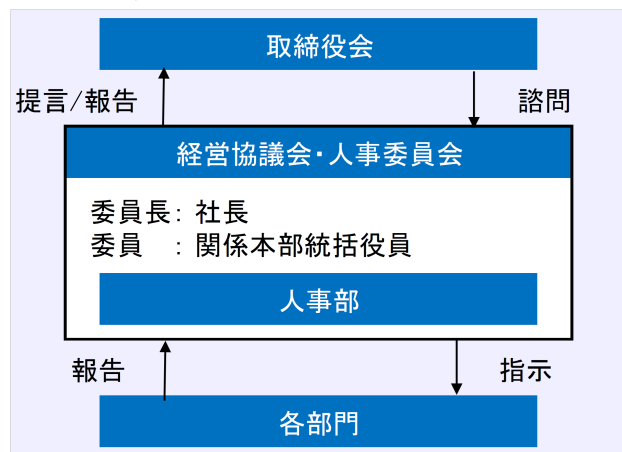
部門毎に適材適所の人財を配置するため、全役員で構成する人事委員会において各本部から推薦された人財の配置の適性について協議を行っています。

c. 取締役会によるモニタリング

取締役会では、経営協議会で協議された人的資本に関する重要事項について、所管部である人事部より人財戦略の遂行状況および経営戦略上のリスクについて報告を受けています。取締役会では、これらの報告に基づき、人財戦略の方向性や人的資本投資の妥当性について議論を行い、必要に応じて人事部および関連本部に対し改善指示を行っています。

また、サクセッションプランなど重要な人事テーマに関しては、社外取締役および監査等委員と集中的な議論を行うことで意見集約を図っています。

人的資本に関するガバナンス体制図



② リスク管理

当社では、人的資本に関するリスクと機会を以下のプロセスにより識別・評価し、対応策を講じています。

a. リスクの識別・評価プロセス

人事部では、人的資本に関するリスクおよび機会に関する指標を設定のうえ継続的にモニタリングし、当該進捗について毎月の取締役会において報告しています。

b. 特に重視するリスクと対応

当社の事業は、臨床検査技師などの有資格者（専門人財）に支えられており、人財の確保・育成は事業継続上の最重要課題です。以下のリスクを特に重視し、対応策を講じています。

i) 中核人財の育成・確保（最優先課題）

当社では、会社組織の持続的成長に向けて中核人財を育成・確保していくことを最優先課題と位置づけています。具体的には、階層毎の従業員が担う「役割責任」を認識させ、特に部長・副部長（経営職階）に対しては「組織開発」および「人財育成」を最重点テーマとして強く認識させています。

人財育成にあたっては、次世代の中核人財となりうる候補者を選定し、切磋琢磨させることで人財力の底上げを図っています。

ii) 営業職・システム職の採用難

営業職およびシステム職においては、業界の垣根を超えた人財獲得競争が課題となっています。

営業職に関しては、営業職限定のコースにより、処遇の改善を進めており、高機能検査等の販売においては、高度専門人財コース（以下「SXコース」）により競争力のある処遇を用意しています。

システム職においては、AIエンジニア等、高度な専門技術を保有する人財についてはSXコースで処遇し、DXを推進するデジタル企画の実務を担う技術者については、新たにデジタル技術職コースを設置して、採用力の強化を図っています。

また、既存従業員の退職を防ぐため、年1回のキャリア面談を通じて全従業員のキャリア形成の意向を把握しながら人財の育成および適正配置を行っています。

iii) 特定部署における長時間労働リスク

検査需要の増加や欠員・休職の発生により、一部の検査部門で時間外労働が集中するリスクがあります。対応策として、毎月の取締役会において長時間労働の状況（所属部署・要因・対策・見通し）を報告し、人事部と各本部が連携して増員（採用・派遣）、業務分散、業務効率化等の対策に迅速に取り組んでいます。また、全社的なワークライフバランス活動として本部毎に時間外労働目標を設定し、進捗管理を行っています。

c. 機会の認識

臨床検査においてはゲノム検査等の高機能検査が大きく伸長していくことが見込まれています。また、検体回収業務・検査の前処理部門においてはDXの活用により劇的に効率化が進むことが見込まれています。

このような機会の早期実現に向け、ゲノム分野に対し、バイオインフォマティクスなど高い専門性を有する人財の確保や効率化のためのデジタル人材の確保を行っています。

③ 戦略

人財戦略を支える重点テーマとして「人財投資」「風土改革」「環境整備」を掲げ、テーマ毎に定めた施策に取り組んでいます。



a. 人財投資

経営戦略の実現に向け、当社の成長を支える戦略分野に必要な人財像を具体的に定義し、戦略分野高度専門人財コース制度を導入したうえで、社外から積極的な採用を行っています。現在、12名の高度人財が戦略分野で活躍しています。

既存従業員に対しては、組織の持続的な成長を実現するため、全従業員に対してアップスキリングやリスキリングを推奨し自律的な成長を促しています。

具体的には、①自己啓発に積極的な従業員に外部学習コンテンツ費用の補助、②全正社員向けに月4回のe-Learning研修の実施、③取得奨励資格に対する受験料および奨励金の支給、④BMLグループ全従業員のITリテラシー向上に向けた資格取得の奨励等を行っています。

b. 風土改革

自責の文化の醸成に向け、階層毎に求められる役割責任の浸透を図っています。

具体的には、①役割等級毎の責任について社内教育やOJTを通じて全従業員に浸透させるとともに、②今後、人事考課と連動させていくことで、組織力向上を目指しています。

c. 環境整備

多様な人財が活躍できるよう、働きやすい職場環境の整備に積極的取り組み、誰もが公正かつ公平に働くことができる職場づくりに努めています。

-働きやすい職場環境づくり-

- ▶ ワークライフバランス活動による時間外労働の削減
- ▶ 時間単位有給休暇制度や積立有給休暇制度等さまざまな休暇制度の充実

-多様な人材の活躍-

- ▶ 女性社員に向けたキャリアデザイン研修や育休から復職する方に対する復職者セミナー
- ▶ 有望な女性社員の動機付けのためのBML Women's Workshop

-健康で「いきいき」と働くための施策-

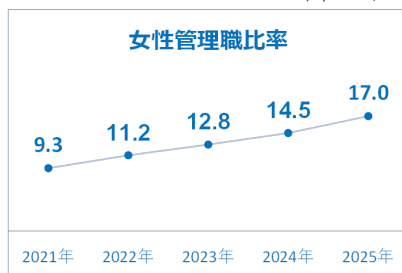
- ▶ 健康アプリの導入
- ▶ 睡眠に関する認識を深める定期通信の配信
- ▶ 女性特有疾病研修
- ▶ 外部EAPを活用した専門カウンセラーによる相談体制の整備
- ▶ ビジネスケアラー研修の実施
- ▶ 労働安全体制の強化

その他、労働時間の削減や年次有給休暇および男性育児休業の取得率の向上を図り、働き甲斐とともに働きやすさを追求していくことで、従業員のエンゲージメントを高め、「活気ある人材と組織」を実現してまいります。

単位：日



単位：%



単位：%



④ 指標・目標

BMLグループは、人財戦略の進捗および職場環境等に関する指標・目標について、以下のとおり設定し、モニタリングしています。指標・目標は、a. 人財戦略の進捗に関する指標（役割責任の明確化、教育研修体制の強化、戦略人財の確保等に関するもの）、b. ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに関する指標、c. 職員の健康と安全に関する指標の3区分に整理しています。

a. 人財戦略の進捗に関する指標

第4提出会社の状況 5従業員の状況等 (1)人材戦略に関する基本方針等 ③重点施策の進捗を測定するため、以下の指標を設定しています。

指標	内容	目標・実績
平均教育研修時間（年）	従業員一人当たりの年間研修時間	（目標）管理職25H、一般職15H （実績）管理職32.3H、一般職23.9H
戦略人財採用数	戦略分野高度専門人財コースによる採用実績	（実績）12名
従業員エンゲージメント	従業員意識調査における エンゲージメントスコア（満点：6.00）	（目標）4.50 （実績）4.17

b. ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンに関する指標

指標	主な取り組み	目標・実績
女性管理職比率	・女性職員向けポジティブアクション ・毎期女性管理職登用25%以上	（目標）2031年度までに22% （実績）2026年4月時点19.0%
育児休業後の復職率	・退職者フォロー ・復職者面談、キャリアセミナー	（目標）毎期100% （実績）同上
男女別育児休業取得率	・男性育休取得推奨 ・管理職教育	（目標）男女とも毎期100% （実績）同上

c. 職員の健康と安全に関する指標

指標	主な取り組み	目標
有給休暇取得日数	・連続5日間有給取得の奨励 ・時間単位有給休暇制度の導入	2031年度までに13.0日
定期健康診断受診率	・産業医、看護師による定期的なフォロー	毎期100%
ストレスチェック受検率	・健康状態、ストレス状況把握の必要性を繰り返し発信し、部門単位で受検を継続奨励	毎期97%

※ 上記のほか、「女性活躍推進法」および「育児・介護休業法」に基づく各種指標の開示は、当社ウェブサイトに掲載している「女性活躍推進・次世代育成支援行動計画」および「男性の育児休業等取得状況」に記載しています。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 当業界に対する法的規制等に関するリスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は、「臨床検査技師等に関する法律」により、衛生検査所の開設およびその設備、並びに管理組織等において規制の対象となっており、同法律を始め、関連する法改正時にはその対応が求められています。今後、関連する法律の改正や規制強化等が実施された場合には、その遵守のため当社グループの活動の制限やコスト増加につながる可能性があります。

(2) 保険点数の改定による価格変動リスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は、大部分の検査項目について検査項目毎に診療報酬の基礎となる保険点数が定められています。この保険点数は、「健康保険法」の規定により厚生労働省が2年毎に改定することが慣例となっています。国民医療費の抑制策として、こうした診療報酬体系の変更等による当社グループの受託価格への影響から、業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 品質管理に伴うリスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は精度管理が極めて重要であるため、米国CAP(米国臨床病理医薬会)の認定施設としてサーベイプログラムを運用している他、ISO15189の認証を取得して厳格な精度管理体制を敷いています。しかしながら、不測の事態により検査精度が損なわれる等の可能性があります。こうした状況で賠償請求を受ける事態が生じた場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業戦略上のリスク

当社グループは、医療IT化のインフラである電子カルテの開発・販売等その事業確立のための投資を行っていますが、電子カルテを取り巻く環境の変化に当社の戦略が対応できずその投資が期待されるリターンをもたらさなかった場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報セキュリティリスク

当社グループは、大量の患者個人情報およびその検査データを保有していますが、そのセキュリティーを確保し、安心して信頼性の高い情報を利用させていただくことが医療情報サービス企業としての責務と考え、情報システムセキュリティーの制度であるISO27001および個人情報の適切な取扱いを整備するプライバシーマークの認証を取得しています。しかしながら、こうした個人情報が流出するなどの不測の事態が生じた場合は、企業の信用失墜および患者個人のプライバシーが侵害され、社会的制裁を受けることによる業績の悪化と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、サイバー攻撃等により、個人情報、検査データその他の機密情報の漏洩、改ざん、消失や情報システムの停止が生じ、検査の受託・報告業務に支障が生じた場合には、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害および気候変動等に起因するリスク

当社グループのラボが地震、風水害、津波、大雪等の自然災害により検査ができなくなる可能性があります。このような場合に備え、当社では基幹ラボである埼玉県川越市の総合研究所(以下総研)の水害、地震対策を進め、強靱化対策を図るとともに、各メインラボと総研が連携し、災害が発生しても総研で検査を継続実施できる体制を構築中です。

(7) 検査コストの上昇リスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業で使用する検査機器、検査試薬および容器等の調達において、仕入先からの価格の値上げによる検査コストの上昇を適正な受託価格に十分に転嫁できない結果、当社グループの収益性に影響を及ぼす可能性があります。

特に、中東地域における地政学的リスクの高まりに伴い、原油価格の高騰や国際的なサプライチェーンの混乱が生じた場合には、石油化学製品を原料とする検査容器・採血管等の樹脂製品や各種資材の調達コストが上昇する可能性があります。加えて、ガソリン価格の上昇は、検体集配にかかる運搬コストを押し上げる要因となります。当社グループでは、集配ルート効率化等の対策を講じておりますが、中東情勢の長期化・深刻化により、これらのコスト上昇が想定を超える水準に達した場合には、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

以上のリスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響につきましては、不確実性を含むことから予見することが困難であるため記載しておりません。なお、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他経営に重要な影響を及ぼす事象について、「リスクマネジメント基本規程」および「リスクマネジメント推進規程」を定め、その基本方針に基づき代表取締役社長を最高責任者としてリスクマネジメント推進体制を整え管理を行っています。

基本方針に謳うリスクマネジメントの目的は「リスクを未然に防ぐこと」ですが、万が一危機が発生した場合は、「危機管理委員会規程」に則り組織横断的な危機管理委員会を開催して事態を沈静化させ、原因調査、対策の立案と実施、再発防止策の策定と実施を行います。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復傾向が続きました。しかしながら、中東情勢の影響を注視する必要がある、金融資本市場の変動の影響やアメリカの通商政策をめぐる動向などにも引き続き注意する必要があります。

このような経済環境のもと受託臨床検査業界におきましては、2年毎に実施されている診療報酬改定年度に当たらず検体検査に係る診療報酬の引き下げはなかったものの、各種コストの上昇に加え、人手不足を背景とした人材確保に係る負担も増加しており、事業環境は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中で、当連結会計年度の業績は、売上高150,262百万円（前期比4.9%増）、営業利益10,421百万円（前期比11.3%増）、経常利益11,014百万円（前期比10.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益7,748百万円（前期比23.7%増）となりました。売上高につきましては、新規獲得が堅調に推移したことや前年より取り組んでいる価格適正化の施策が順調に進捗したことにより増収となりました。また、利益につきましては、BML総合研究所新棟の稼働（2025年1月）に伴い減価償却費が増加したものの、新規獲得と価格適正化による増収効果により増益となりました。なお、売上原価率は前連結会計年度に比べ0.4ポイント減少の67.6%、販売費及び一般管理費率は前連結会計年度と同水準の25.5%となっており、増収効果に加えて原価率の改善が増益に寄与しております。

以下に事業別の概況をご報告いたします。

臨床検査事業につきましては、新規獲得の強化を図るとともに、販売価格の適正化や既存ユーザーに対する新規検査項目・重点検査項目拡販等の深耕営業に取り組むことで業績の拡大を図りました。この結果、臨床検査事業の売上高は前期比5.1%の増収となりました。

食品衛生事業につきましては、大口顧客を中心に取引条件の適正化を推進しました。加えて食品コンサルティング事業で店舗点検や認証業務の受注が増加したことや、腸内細菌検査事業でノロウイルス検査の受託数が堅調に推移したことで売上高は前期比4.5%の増収となりました。

以上の結果、臨床検査事業と食品衛生事業を合わせた検査事業の売上高は前期比5.1%の増収となりました。

医療情報システム事業につきましては、リプレイス需要の増加に対応できたことにより前期比0.8%の増収となりました。

その他事業につきましては、治験実施医療機関支援（SMO）業務でペインおよび泌尿器領域の新規症例獲得数が増加しました。また、調剤薬局事業で診療報酬（薬価）引き下げの影響はあるものの、高額薬剤処方が増加したこと等により前期比3.6%の増収となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

①生産実績

当連結会計年度における生産実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分		当連結会計年度	
		生産実績(百万円)	前年同期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	57,547	4.8
	血液学的検査	12,047	3.7
	免疫学的検査	29,725	4.8
	微生物学的検査	7,358	1.6
	病理学的検査	10,653	5.2
	その他検査	20,546	11.4
	(臨床検査事業計)	137,879	5.5
	食品衛生事業	5,585	6.0
	検査事業小計	143,464	5.5
	医療情報システム事業	5,552	1.8
	その他事業	1,529	1.8
	合計	150,546	5.3

(注) 金額は販売価額にて算出しており、消費税等は含まれておりません。

②受注状況

検査の受託から報告までの所要日数が極めて短いため、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため記載を省略しております。

③販売実績

当連結会計年度における販売実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分		当連結会計年度	
		販売実績(百万円)	前年同期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	57,508	4.6
	血液学的検査	12,039	3.4
	免疫学的検査	29,704	4.6
	微生物学的検査	7,354	1.4
	病理学的検査	10,646	5.0
	その他検査	20,407	10.2
	(臨床検査事業計)	137,661	5.1
	食品衛生事業	5,530	4.5
	検査事業小計	143,191	5.1
	医療情報システム事業	5,524	0.8
	その他事業	1,546	3.6
	合計	150,262	4.9

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 総販売実績に対する売上の割合が10%以上の相手先はありません。

(2) 財政状態

当連結会計年度末における流動資産の残高は101,707百万円（前連結会計年度末102,259百万円）となり、551百万円減少しました。これは主に、現金及び預金が467百万円増加した一方、流動資産その他が1,146百万円減少したことなどによるものです。

固定資産の残高は81,539百万円（前連結会計年度末80,613百万円）となり、926百万円増加しました。これは主に、建設仮勘定が2,515百万円増加した一方、土地が801百万円、リース資産が436百万円それぞれ減少したことなどによるものです。

負債の残高は51,117百万円（前連結会計年度末49,100百万円）となり、2,017百万円増加しました。これは主に、未払金が2,475百万円増加したことなどによるものです。

純資産の残高は132,129百万円（前連結会計年度末133,772百万円）となり、1,642百万円減少しました。これは主に、利益剰余金が1,538百万円減少したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フロー

当期末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ673百万円増加し、64,602百万円となりました。各活動区分別のキャッシュ・フローの状況及び主な増減要因は、以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、20,715百万円の資金収入（前期比4,906百万円収入増）となりました。これは主に、減価償却費で1,404百万円の収入増となったこと、売上債権の増減額で1,849百万円の支出減となったこと、未収消費税等の増減額で1,284百万円の収入（前年同期は421百万円の支出）となったこと、未払消費税等の増減額で2,208百万円の収入増となったこと、法人税等の支払額で1,502百万円の支出増となったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、7,689百万円の資金支出（前期比9,104百万円支出減）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が6,395百万円減少したこと、有形固定資産の売却による収入が2,177百万円増加したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、12,351百万円の資金支出（前期比6,925百万円支出増）となりました。これは主に、配当金の支払額が1,469百万円の支出増となったこと、自己株式の取得による支出が5,382百万円の支出増となったことなどによるものです。

当社グループの運転資金需要のうち主たるものは、当社グループが検査を行うために使用する試薬及び容器の購入の他、製造活動及び一般管理活動に伴う人件費並びに経費等の営業費用によるものであります。

当社グループは、現在運転資金については営業キャッシュ・フローで賄うことを目標としております。借入による資金調達に関しましては、運転資金について期限一年以内の短期借入金で調達することが一般的であります。生産設備などで資金に不足が生じた場合には原則として長期借入金で賄うこととしております。当社グループは、その健全な財政状態、営業活動によりキャッシュ・フローを生み出すことにより、借入金に関しては設備投資資金充当後の余剰資金を順次返済に充てて借入金残高を減少させることにしております。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【重要な契約等】

重要性が乏しいと考えられることから、記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

当期の主な新規受託項目として、悪性腫瘍と遺伝性疾患の治療方針決定に有用な保険適用3項目が挙げられます。

2025年6月より「大腸がんメチル化検出」の受託を開始しました。大腸がんに対してDNAのメチル化状態を判定することは、進行再発大腸がんの一次治療や既治療例に対する抗EGFR抗体薬の選択補助に有用であることが治療ガイドラインに示されています。本検査はゲノムワイドにDNAのメチル化状態を反映する16領域のメチル化を検出し、2,500点の保険算定が可能です。

さらに同年9月より「IDH1遺伝子変異解析」の受託を開始しました。イソクエン酸脱水素酵素1（IDH1）に遺伝子変異が生じるとDNAやヒストンのメチル化に関与する物質の過剰産生を引き起こし、急性骨髄性白血病（AML）の進行を促進する可能性があります。新たに発売されたAMLの変異型IDH1に対する選択的阻害薬イボシデニブ（販売名：テイクソボ）の適応を判定するコンパニオン検査として有用であり、2,500点の保険算定が可能です。

また同年同月より、「コンシズマブ定量検査」の受託を開始しました。コンシズマブ（販売名：アレモ®皮下注）は先天性血友病の治療薬の一種である抗TFPI（組織因子経路インヒビター）モノクローナル抗体薬です。血漿中のコンシズマブ濃度の測定は、コンシズマブ投与中の先天性血友病患者における用量調整に有用であり、体外診断用試薬に12,850点の保険が適用となりました。

感染症分野での新規受託項目としては、高リスク型ヒトパピローマウイルス（HPV）14種類（遺伝子型）を対象として6つの遺伝子型（16型、18型、31型、45型、51型、52型）および3つのグループ（33型/58型、35型/39型/68型、56型/59型/66型）に分別する新しいスクリーニング検査を2026年3月より開始しました。347点の保険算定が可能です。高リスク型HPV感染の診断やリスク評価に有用であり、子宮頸がん検診の質の向上に貢献できます。

当連結会計年度の研究開発費の総額は320百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資につきましては、11,073百万円を実施しました。

このうち主なものは、BML総合研究所の検査設備再配置工事費、自動分析装置等の検査機器であります。

なお、当連結会計年度中に生産能力に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
BML総合研究所 埼玉営業所 (埼玉県川越市)	検査設備 管理設備 営業設備	21,674	541	4,133	3,230 (34,904)	0	29,579	1,024 [479]
北海道地区	検査設備 営業設備	203	0	23	388 (10,849)	172	788	115 [15]
東北地区	検査設備 営業設備	20	1	75	—	197	294	94 [155]
関東地区	検査設備 営業設備	681	12	383	497 (3,547)	1,140	2,715	693 [190]
中部地区	検査設備 営業設備	156	3	56	113 (3,491)	309	640	81 [140]
東海地区	検査設備 営業設備	102	4	97	—	547	752	105 [119]
近畿地区	検査設備 営業設備	116	7	80	428 (1,014)	328	960	180 [130]
中国地区	検査設備 営業設備	45	1	29	—	186	263	40 [75]
四国地区	検査設備 営業設備	57	4	68	244 (2,085)	94	469	48 [98]
九州地区	検査設備 営業設備	35	9	83	122 (3,127)	377	628	149 [109]
本社他	管理設備 営業設備	2,601	15	79	8,527 (16,044)	—	11,223	171 [20]
計		25,695	601	5,112	13,551 (75,065)	3,354	48,315	2,700 [1,530]

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産		合計
(株)アレグロ (東京都渋谷区)	管理設備 営業設備	0	—	0	—	—	0	11 [1]
(株)ビーシーエル ジャパン (東京都新宿区)	検査設備 管理設備 営業設備	324	1	553	70 (148)	—	949	236 [126]
(株)ジャパントリニカ ルサービス (東京都杉並区)	管理設備 営業設備	62	—	15	199 (920)	—	276	227 [1,242]
(株)BMLフード・ サイエンス (東京都新宿区)	検査設備 管理設備 営業設備	1,833	—	215	202 (3,328)	—	2,250	277 [177]
(株)松戸メディカル ラボラトリー (千葉県松戸市)	検査設備 管理設備 営業設備	—	—	9	—	—	9	9 [6]
(株)日研医学 (福井県福井市)	検査設備 管理設備 営業設備	9	0	54	48 (893)	—	113	43 [28]
(株)オー・ピー・エル (大阪府茨木市)	検査設備 管理設備	56	—	29	—	453	539	84 [32]
(株)盛岡臨床検査 センター (岩手県盛岡市)	検査設備 管理設備 営業設備	372	0	43	169 (10,311)	0	585	100 [69]
微研(株) (鹿児島県鹿児島市)	検査設備 管理設備 営業設備	1	0	36	—	1	40	51 [56]
(株)ラボテック (長崎県佐世保市)	検査設備 管理設備 営業設備	0	—	11	—	—	11	16 [32]
(株)第一岸本臨床検査 センター (北海道札幌市東区)	検査設備 管理設備 営業設備	776	1	264	1,053 (196,117)	175	2,270	399 [338]

会社名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産		合計
㈱QCL (福岡県福岡市東区)	検査設備 管理設備 営業設備	191	0	300	445 (7,408)	250	1,187	186 [431]
㈱BMLメディカル ワークス (埼玉県川越市)	検査設備 管理設備	180	0	24	1 (8,662)	—	206	31 [183]
㈱岡山医学検査セン ター (岡山県倉敷市)	検査設備 管理設備 営業設備	310	0	145	272 (5,326)	0	728	192 [144]
㈱東海細胞研究所 (岐阜県岐阜市)	検査設備 管理設備 営業設備	97	—	52	104 (2,198)	—	254	50 [16]
計		4,218	3	1,756	2,565 (235,316)	881	9,425	1,912 [2,881]

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

- (注) 1 上記以外に土地・建物の一部を賃借しております。年間賃借料は1,985百万円であります。賃借している土地の面積は14,630㎡であります。
- 2 従業員数は就業人員であり、[] は外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社は本社機能の拡充を予定しておりますが、具体的内容が未定のため、記載しておりません。なお概要につきましては、「第5経理の状況 1連結財務諸表等 注記事項(重要な後発事象)」に記載しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	118,800,000
計	118,800,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認 可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	40,749,426	40,749,426	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株 であります。
計	40,749,426	40,749,426	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法第238条および第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2010年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 3
新株予約権の数(個) ※	4
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) ※	普通株式 800
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2010年10月20日～2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項 ※	(注)4

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2010年10月20日から2030年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2029年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2029年10月1日から2030年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2011年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 3
新株予約権の数(個) ※	8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,600
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2011年10月19日～2031年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2011年10月19日から2031年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2030年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2030年10月1日から2031年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2012年10月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 当社執行役員 3
新株予約権の数(個) ※	13
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,600
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2012年11月17日～2032年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2012年11月17日から2032年10月31日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2031年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2031年11月1日から2032年10月31日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2013年9月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 4
新株予約権の数(個) ※	9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,800
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2013年10月12日～2033年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2013年10月12日から2033年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2032年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2032年10月1日から2033年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2014年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社執行役員 5
新株予約権の数(個) ※	11
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,200
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2014年10月16日～2034年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. ①新株予約権者は、2014年10月16日から2034年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
②上記①に関わらず、新株予約権者が2033年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2033年10月1日から2034年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ⑨その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2015年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社執行役員 5
新株予約権の数(個) ※	15
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2015年10月16日～2035年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2015年10月16日から2035年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2034年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2034年10月1日から2035年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2016年11月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 5
新株予約権の数(個) ※	16
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,200
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2016年11月29日～2036年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2016年11月29日から2036年10月31日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2035年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2035年11月1日から2036年10月31日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年3月22日 (注)	△500,000	43,514,726	—	6,045	—	6,646
2022年9月21日 (注)	△901,100	42,613,626	—	6,045	—	6,646
2023年5月31日 (注)	△319,200	42,294,426	—	6,045	—	6,646
2025年9月12日 (注)	△1,545,000	40,749,426	—	6,045	—	6,646

(注) 自己株式の消却によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	12	19	92	200	16	8,191	8,530	—
所有株式数 (単元)	—	42,309	8,113	123,253	106,263	27	127,387	407,352	14,226
所有株式数 の割合(%)	—	10.386	1.991	30.257	26.086	0.006	31.271	100.000	—

(注) 自己株式3,265,827株は、「個人その他」に32,658単元、「単元未満株式の状況」に27株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)ビーエムエル企画	東京都練馬区東大泉 3-27-8	10,154	27.08
近藤 健介	東京都練馬区	3,534	9.42
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区赤坂 1-8-1	3,154	8.41
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南 2-15-1)	946	2.52
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS, USA (東京都港区港南 2-15-1)	838	2.23
(有)エステート興業	東京都練馬区東大泉 3-27-8	779	2.08
福田 眞由美	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	768	2.05
(有)マトバリース	東京都練馬区東大泉 3-27-8	762	2.03
島野 瑠美	東京都世田谷区	755	2.01
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海 1-8-12	743	1.98
計	—	22,437	59.85

- (注) 1. 所有株式数の千株未満は、切り捨てております。
2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。
3. 当社は、自己株式3,265千株を保有しておりますが、上表からは除いております。
4. 日本マスタートラスト信託銀行(株)および(株)日本カストディ銀行の所有株式は、全て信託業務に係る株式であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,265,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,469,400	374,694	—
単元未満株式	普通株式 14,226	—	—
発行済株式総数	普通株式 40,749,426	—	—
総株主の議決権	—	374,694	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式27株が含まれています。

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビー・エム・エル	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-3	3,265,800	—	3,265,800	8.01
計	—	3,265,800	—	3,265,800	8.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2025年8月8日)での決議状況 (取得期間2025年8月12日~2025年8月12日)	1,700,000	5,916
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,545,000	5,376
残存決議株式の総数及び価額の総額	155,000	539
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	9.1	9.1
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	9.1	9.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	1,545,000	4,330	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	1,800	5	—	—
その他(譲渡制限付株式の付与)	20,190	56	—	—
保有自己株式数	3,265,827	—	3,265,827	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。安定的な経営基盤の確保と資本利益率の向上に努めるとともに、配当につきましては、安定配当の維持・継続を基本方針としつつ、連結業績に応じた配当水準の向上に努めてまいります。内部留保資金につきましては、検査体制の拡充や効率化のための設備投資及び将来の成長に向けた戦略投資に有効活用していく予定であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当期は中間配当60.0円を実施しておりますが、期末配当については普通配当65.0円とし、2026年6月26日開催予定の第71回定時株主総会で決議して実施する予定です。議案が承認可決されますと、年間で1株当たり125.0円の配当となります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年11月7日 取締役会決議	2,249	60.0
2026年6月26日 定時株主総会決議(予定)	2,436	65.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「医療界に信頼され選ばれる企業」を目指し、企業の持続的な成長と価値の向上に努めてまいります。これらを実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と位置づけており、意思決定の透明性とスピードを高め、マネジメント機能の強化を図り、事業環境の変化に迅速に対応してまいります。

当社は監査等委員会設置会社の形態のもと、執行役員制度を導入し業務執行のスピードを高めるとともに、取締役会と監査等委員会により、執行役員の職務執行の監督および監査を行っております。また、複数名の社外取締役を選任し、取締役会の監督機能強化と監査等委員会の監査機能強化を図っております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の取締役会は、代表取締役社長 近藤健介が議長を務め、その他のメンバーは代表取締役 荒井信貴、代表取締役 武部憲尚、取締役 柴田健治、取締役 大澤英明、取締役 山下祐二、社外取締役 新井龍晴、社外取締役 大澤茂、社外取締役 松沢玲子、取締役（監査等委員） 森下健一、社外取締役（監査等委員） 出縄正人、社外取締役（監査等委員） 宮城典子の12名（うち5名は社外取締役。社内取締役6名は執行役員を兼務）で構成され、定時取締役会は原則として3ヶ月に1回以上開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催します。取締役会では、法令・定款に定められた事項の他、取締役会規程に基づき重要な事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

当社は、執行役員制度を導入しており、事業を的確かつ迅速に運営できる執行体制を確立するために、権限を委譲された執行役員が業務執行に当たり、取締役は執行役員会に出席する他、各執行役員から業務執行状況の報告を受けることで経営監督を行い、取締役会において重要な経営方針の決定及び報告を行っております。

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員 森下健一が委員長を務め、その他のメンバーは監査等委員 出縄正人、監査等委員 宮城典子の3名（常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名）で構成され、うち、出縄正人、宮城典子の2名が社外取締役であります。監査等委員会は、毎月の定例監査等委員会の他、必要に応じて臨時監査等委員会を開催します。常勤監査等委員は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の職務の執行を監視できる体制となっています。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行う他、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

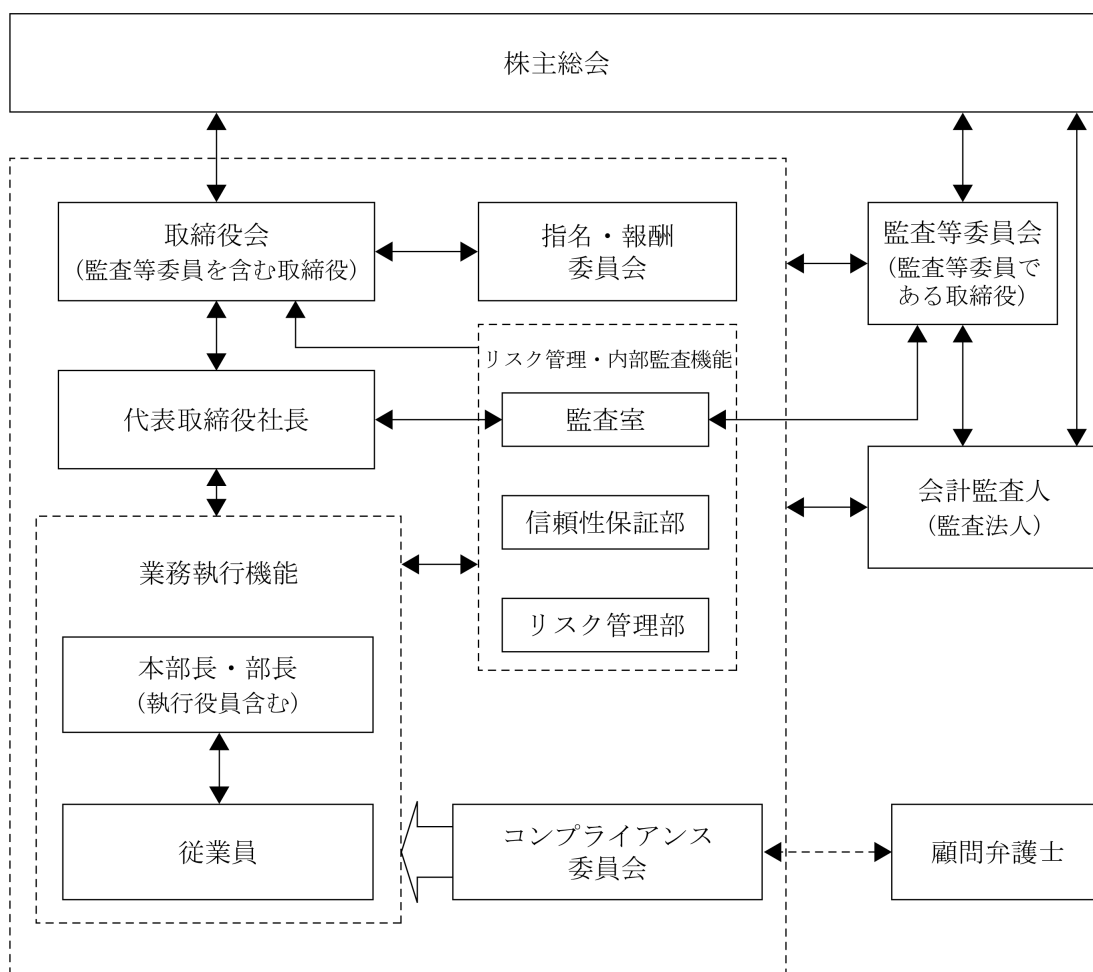
指名・報酬委員会は、代表取締役及び独立社外取締役により構成し、その過半数は独立社外取締役といたします。指名・報酬委員会は、取締役の選任及び解任に関する株主総会議案の原案、取締役の報酬等に関する株主総会議案の原案、その他取締役会から諮問を受けた事項について審議し、意見を取りまとめ、取締役会に報告いたします。

コンプライアンス委員会は、委員長、事務局長各1名並びに委員若干名を置き、委員長は代表取締役社長が任命し、事務局長にはリスク管理部長が就任します。コンプライアンス委員会は原則として3ヶ月に1回開催する他、必要に応じて随時招集することができ、会社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス意識の徹底や研修の実施等を分掌することとなっております。

また、グループ会社を含めた全部門を対象に内部監査を実施する部署として、社長直轄に監査室（専任者5名）を設置し、内部統制の有効性と業務執行の状況について監査を実施しております。

こうしたガバナンスシステムの改革と定着を図ることで、取締役会を含む当社の経営組織・意思決定機関をより戦略的・機動的なものとし、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。これらにより当社の業務の適正が確保されていると考え、現在の体制を選択しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制図は以下のとおりです。



③企業統治に関するその他の事項

i) 内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社のすべての役員、社員、嘱託およびアルバイト（以下「社員等」という。）が、法令を遵守し、公正で透明性の高い企業活動を遂行するために『コンプライアンス規程』を制定する。あわせて社員等が遵守すべき行動規範を示した『BMLグループ コンプライアンスマニュアル』を定め、研修等を通じて社員等への意識徹底に努めている。

コンプライアンス委員会は、グループ会社を含む横断的なコンプライアンス体制を統括するものとし、その整備および問題点の抽出に努めるとともに、社内通報制度「コンプライアンスポスト」を運営する。

コンプライアンスの監査は、当社の内部監査部門が実施する。

さらに当社は、反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、このような勢力には毅然とした態度で臨むものとする。また警察署や関連団体との連携を通じ、反社会的勢力排除のための体制整備を強化する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、『文書管理規程』の他、『機密情報保護規程』、『個人情報保護基本規程』およびそれらに関する基準、マニュアル等に従い、文書または電磁媒体に記録して適切に管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、BMLグループのRM（リスクマネジメント）基本方針を定め、その実行のため『リスクマネジメント基本規程』に基づきRMシステムを構築する。すなわち、リスク管理担当取締役のもとに全社的ネットワークを組成し、それを有効に機能させることにより、個々のリスクを継続的に監視するとともに、万一有事発生時には、迅速かつ適切に対処できる体制を整備する。

また、リスクを一元的に管理する部署としてリスク管理部（部内に法務室を置く。）を設置し、リスクの予防および分析に関する業務を行う。

RMシステムの監査は、当社の内部監査部門が実施する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を採用し、経営方針の決定および業務執行の監督を行う取締役と業務執行を担う執行役員に分離し、その責任を明確化するとともに、取締役会の効率化および意思決定の迅速化を図る。

取締役会は、社員等が共有する全社的目標として中期経営計画および年次事業計画を策定し、社長以下執行役員は、その達成に向けて職務を執行するものとする。

(e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社に対する全般的な管理方針および管理組織について定める『関係会社管理規程』を制定し、円滑な業務運営のための適正な運用を図る。また、情報交換の場として関係会社会議を定期的で開催する。

コンプライアンス体制およびリスク管理体制については、当社規程に則り、グループ一体による企業集団としての整備を行う。

上記に係るグループ関係会社の監査は、当社の内部監査部門が実施する。

(f) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査等委員会と協議のうえ、補助すべき使用人を指名するものとする。

当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

(g) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

BMLグループの社員等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査等委員会へ報告を行う。

当社は、監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。また、BMLグループの社員等も利用可能な内部通報制度を設けており、当該通報を行ったことで不利益な取扱いを受けることのないことを明記している。

(h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行い、また職務遂行にあたり、内部監査部門と緊密に連携することができる。

監査等委員会は、会計監査人と会合をもち、必要に応じて会計監査上の重要事項について説明を求めることができる。

監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められるときを除き、その費用を負担する。

ii) リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、原則として3ヶ月ごとに1回開催し、リスクの評価、対策等、広範的なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討します。

iii) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

上記 i) b (e) に記載したとおりです。

④取締役会の活動状況

当事業年度において当社は定時取締役会を11回、臨時取締役会を5回の合計16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
近藤 健介	16回	16回	100%
荒井 信貴	16回	16回	100%
武部 憲尚	16回	16回	100%
柴田 健治	16回	16回	100%
大澤 英明	16回	16回	100%
山下 祐二	16回	16回	100%
新井 龍晴	16回	16回	100%
大澤 茂	16回	16回	100%
松沢 玲子	12回	12回	100%
森下 健一	16回	16回	100%
出縄 正人	16回	16回	100%
宮城 典子	12回	12回	100%

当事業年度における取締役会の主な検討事項としては、次のとおりであります。

項目	主な検討事項
決議事項	株主総会に関する事項、決算に関する事項、株式に関する事項、取締役に関する事項、予算や事業計画に関する事項、人事・組織に関する事項、規程に関する事項、設備投資に関する事項、グループ会社に関する事項
報告事項	事業報告、検査関連報告、品質関連報告、監査報告、リスク管理報告、サステナビリティに関する報告、取締役会実効性に関する報告
討議事項	次世代ラボ構築について、当社の主要なシステムについて、医療情報システム事業について、食品衛生事業について

⑤指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を6回開催しており、個々の指名・報酬委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
近藤 健介	6回	6回	100%
荒井 信貴	6回	6回	100%
新井 龍晴	6回	6回	100%
大澤 茂	6回	6回	100%
松沢 玲子	6回	6回	100%

指名・報酬委員会は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として、取締役会からの一任決議に基づき、取締役の個別報酬を決定するとともに、取締役会からの諮問に応じて、取締役候補者の指名及び取締役の報酬に関する事項につき審議しております。

当事業年度における指名・報酬委員会の主な検討事項としては、次のとおりであります。

(指名に関する事項)

- ・株主総会に付議する取締役の選任の原案の決定
- ・代表取締役の選定の原案の決定
- ・その他取締役の指名に関して取締役会が諮問する事項

(報酬に関する事項)

- ・取締役報酬の方針の原案の決定
- ・株主総会に付議する取締役報酬議案の原案の決定
- ・代表取締役社長が作成した取締役の個人別報酬額の原案についての検討
- ・その他取締役の報酬に関して取締役会が諮問する事項

⑥役員の実任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役が期待できる役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨の経過措置を定款に定めています。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑦役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役員であります。

⑧取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は16名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

⑨取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨およびその決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

解任決議について、会社法第341条の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行われます。

⑩取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

a. 2026年6月23日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は、以下のとおりです。

男性 10名 女性 2名（役員のうち女性の比率16.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	近藤 健介	1966年9月18日生	1994年5月 医師免許取得 1994年6月 当社取締役 1995年8月 有限会社エステート興業代表取締役社長(現任) 1998年8月 株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長(現任) 2004年6月 当社取締役退任、執行役員医療学術担当 2006年6月 当社取締役執行役員医療学術担当 2014年1月 当社代表取締役社長(現任) 2014年6月 株式会社協同医学研究所(現 株式会社QCL) 代表取締役会長 2014年6月 株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長(現任) 2016年6月 株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長(現任) 2016年6月 株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長(現任) 2017年6月 株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役会長(現任) 2018年6月 株式会社ジャパングリニカルサービス代表取締役会長(現任)	(注) 2	3,534
代表取締役 BML検査本部担当兼 ゲノム医療事業本部長兼 ゲノムQA室長兼 BML総合研究所長	荒井 信貴	1960年3月30日生	1989年5月 医師免許取得 2005年6月 当社社外監査役 2009年6月 当社取締役 2009年12月 当社取締役常務執行役員BML総合研究所長 2015年6月 当社取締役専務執行役員営業統括本部担当兼BML総合研究所長 2017年6月 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長 2020年6月 当社代表取締役副社長管理本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長 2022年6月 当社代表取締役副社長BML検査本部担当兼管理本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長 2024年5月 当社代表取締役副社長BML検査本部担当兼管理本部担当兼先端技術開発本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長 2025年6月 当社代表取締役副社長BML検査本部担当兼先端技術開発本部長兼BML総合研究所長 2026年4月 当社代表取締役副社長兼BML検査本部担当兼ゲノム医療事業本部長兼ゲノムQA室長兼BML総合研究所長(現任)	(注) 2	77

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 企画本部長兼 営業本部担当	武部 憲尚	1962年4月28日生	2015年4月 2016年4月 2016年6月 2021年6月 2022年6月 2023年6月 2024年5月	当社入社、販売管理部長兼経理部長 当社執行役員経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 当社取締役執行役員企画本部副部長兼経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 当社取締役常務執行役員企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長 当社取締役専務執行役員企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長兼関連事業部長 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼グループ企画部長 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼営業本部担当(現任)	(注) 2	11
取締役 BML検査本部長兼 総研第三検査部長兼 試薬部長	柴田 健治	1959年12月20日生	1984年4月 2014年4月 2017年6月 2018年6月 2022年6月 2023年4月 2025年4月 2025年6月 2026年4月	当社入社 当社第一検査部長 株式会社盛岡臨床検査センター取締役 当社執行役員企画本部部長 当社取締役執行役員BML検査本部長兼検査企画部長兼総研第一検査部長兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長 当社取締役執行役員BML検査本部長兼検査企画部長兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長 当社取締役執行役員BML検査本部長兼総研第四検査部長 当社取締役常務執行役員BML検査本部長兼総研第三検査部長兼総研第四検査部長兼試薬部長 当社取締役常務執行役員BML検査本部長兼総研第三検査部長兼試薬部長(現任)	(注) 2	9
取締役 営業本部長兼 提案営業部長兼 医薬治験営業部長	大澤 英明	1964年2月13日生	1986年9月 2008年7月 2010年6月 2016年4月 2019年6月 2021年4月 2023年6月	当社入社 当社近畿営業部長 株式会社ジャパソクリニカルサービス代表取締役 当社執行役員営業統括本部副部長兼東京支社長 当社取締役執行役員営業統括本部副部長兼提案企画部長 当社取締役執行役員営業統括本部長兼営業推進本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長 当社取締役執行役員営業本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長(現任)	(注) 2	8
取締役 システム本部長	山下 祐二	1965年8月6日生	1988年11月 2020年4月 2020年7月 2022年6月	当社入社 当社検査システム部長 当社執行役員システム本部副部長兼基幹システム部長 当社取締役執行役員システム本部長(現任)	(注) 2	6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	新井 龍 晴	1956年10月20日生	1982年4月 昭和電工株式会社入社 2004年3月 同社川崎事業所生産技術部長 2006年3月 同社川崎事業所長 2008年1月 同社本社化学品事業部情報電子化学品部長 2010年3月 同社本社生産技術部長 2012年1月 同社執行役員大分事業所大分コンビナート代表 2014年1月 同社執行役員本社石油化学品事業部長 2017年1月 同社常務執行役員石油化学品事業部長 2018年1月 ユニオン昭和株式会社代表取締役社長 2021年1月 同社相談役 2021年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 2	0
取締役	大澤 茂	1957年5月13日生	1980年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 2002年4月 翼システム株式会社 2006年6月 矢作建設工業株式会社常務執行役員 2007年6月 同社取締役専務執行役員 2010年6月 同社代表取締役専務執行役員 2012年4月 同社代表取締役副社長 2021年6月 同社顧問 2022年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 2	0
取締役	松沢 玲子	1963年9月5日生	1982年4月 大阪国税局総務部総務課入局 2013年7月 東京国税局川崎南税務署副署長 2015年7月 国税庁長官官房国税庁監察官 2017年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 2018年7月 大阪国税局阿倍野税務署長 2019年7月 東京国税局調査第四部調査第41部門統括国税調査官 2020年7月 東京国税局調査第三部調査統括課長 2021年7月 国税庁長官官房厚生管理官 2022年7月 熊本国税局総務部長 2023年7月 沖縄国税事務所長兼税務大学校沖縄研修支所長 2024年9月 松沢玲子税理士事務所(現任) 2025年6月 株式会社ヤマタネ社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 2	0
取締役 常勤監査等委員	森下 健一	1958年8月6日生	1985年3月 当社入社 2008年4月 当社人事部副部長 2014年4月 当社関連事業部長 2015年6月 株式会社オー・ピー・エル取締役管理部長 2017年6月 当社常勤監査役 2025年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	1

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	出 縄 正 人	1964年2月5日生	1990年4月 1999年1月 2007年9月 2015年6月 2021年2月 2021年6月 2025年1月 2025年6月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 沖信・石原法律事務所(現スプリング 法律事務所)入所 スプリング法律事務所パートナー 日本プライムリアルティ投資法人監 査役員 イチカワ株式会社社外監査役(現任) 最高裁判所災害補償審査委員会委員 (現任) 当社社外監査役 スプリング法律事務所エグゼクティ ブアドバイザー(現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	0
取締役 監査等委員	宮 城 典 子	1962年6月28日生	1985年4月 2012年4月 2013年4月 2013年10月 2015年4月 2016年4月 2019年6月 2021年4月 2021年6月 2022年4月 2022年6月 2025年6月 2025年6月	株式会社協和銀行(現株式会社りそな 銀行)入行 同社本郷・茗荷谷エリア営業第二部 長 同社茗荷谷支店支店統括部長 株式会社りそなホールディングス人 材サービス部ダイバーシティ推進室 長 株式会社りそな銀行人材育成部長 株式会社社埼玉りそな銀行常勤監査役 同社取締役監査等委員 りそなビジネスサービス株式会社専務 取締役 山洋電気株式会社監査役 同社常勤監査役 株式会社日本政策金融公庫社外監査 役(現任) 山洋電気株式会社社外取締役(現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	0
計						3,651

- (注) 1. 取締役 新井龍晴、大澤茂、松沢玲子、出縄正人及び宮城典子は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化および意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は16名で、上記の兼務執行役員6名及び木越浩之、近藤正巳、榎本聡、武井勝明、青野道博、矢野間載洋、中原洋見、酒巻豊、山下和宏、宇野幸嗣で構成されております。
5. 各役員の所有する当社株式の数にはBMLグループ役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
野 原 俊 介	1979年11月11日生	2006年10月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 光和総合法律事務所入所	—
		2015年8月	Kelvin Chia Partnership入所	
		2016年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録	
		2016年10月	光和総合法律事務所シニアパートナー(現任)	
		2022年8月	Cocolive株式会社社外監査役(現任)	
		2023年10月	株式会社Olive Union社外監査役(現任)	

(注) 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までであります。

b. 定時株主総会後の状況

2026年6月26日開催予定の第71回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」を提案しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会及び監査等委員会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性 10名 女性 2名（役員のうち女性の比率16.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	近藤 健介	1966年9月18日生	1994年5月 医師免許取得 1994年6月 当社取締役 1995年8月 有限会社エステート興業代表取締役社長(現任) 1998年8月 株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長(現任) 2004年6月 当社取締役退任、執行役員医療学術担当 2006年6月 当社取締役執行役員医療学術担当 2014年1月 当社代表取締役社長(現任) 2014年6月 株式会社協同医学研究所(現 株式会社QCL)代表取締役会長 2014年6月 株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長(現任) 2016年6月 株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長 2016年6月 株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長(現任) 2017年6月 株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役会長(現任) 2018年6月 株式会社ジャパングリニカルサービス代表取締役会長(現任)	(注) 2	3,534
代表取締役 企画本部長兼 営業本部担当	武部 憲尚	1962年4月28日生	2015年4月 当社入社、販売管理部長兼経理部長 2016年4月 当社執行役員経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 2016年6月 当社取締役執行役員企画本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長 2022年6月 当社取締役専務執行役員企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長兼関連事業部長 2023年6月 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼グループ企画部長 2024年5月 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼営業本部担当(現任) 2026年6月 株式会社九州オープンラボラトリーズ代表取締役社長(現任)	(注) 2	11

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 BML検査本部長兼 総研第三検査部長兼 試薬部長兼 ゲノム医療事業本部長兼 ゲノムQA室長	柴田健治	1959年12月20日生	1984年4月 当社入社 2014年4月 当社第一検査部長 2017年6月 株式会社盛岡臨床検査センター取締役 2018年6月 当社執行役員企画本部長 2022年6月 当社取締役執行役員BML検査本部長兼 検査企画部長兼総研第一検査部長兼 総研第二検査部長兼総研第四検査部 長 2023年4月 当社取締役執行役員BML検査本部長兼 検査企画部長兼総研第二検査部長兼 総研第四検査部長 2025年4月 当社取締役執行役員BML検査本部長兼 総研第四検査部長 2025年6月 当社取締役常務執行役員BML検査本部 長兼総研第三検査部長兼総研第四検 査部長兼試薬部長 2026年4月 当社取締役常務執行役員BML検査本部 長兼総研第三検査部長兼試薬部長 2026年6月 当社取締役常務執行役員BML検査本部 長兼総研第三検査部長兼試薬部長兼 ゲノム医療事業本部長兼ゲノムQA室 長(現任)	(注) 2	9
取締役 院内検査本部長兼 院内第二検査部長兼 営業本部副担当兼 BML検査本部担当	近藤正巳	1965年5月20日生	1988年4月 当社入社 2016年4月 当社提案企画部長 2017年6月 当社執行役員営業統括本部副本部長 兼提案企画部長兼予防医学営業部長 2021年1月 当社執行役員院内検査本部長兼院内 第一検査部長兼院内第二検査部長 2022年6月 当社常務執行役員院内検査本部長兼 院内第一検査部長兼院内第二検査部 長 2024年5月 当社常務執行役員院内検査本部長兼 院内検査管理部長兼院内第一検査部 長兼院内第二検査部長兼営業本部副 担当 2025年4月 当社常務執行役員院内検査本部長兼 院内第二検査部長兼営業本部副担当 2025年6月 当社常務執行役員院内検査本部長兼 院内第二検査部長兼営業本部副担当 兼BML検査本部副担当 2026年6月 当社取締役常務執行役員院内検査本 部長兼院内第二検査部長兼営業本部 副担当兼BML検査本部担当(現任)	(注) 2	8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 営業本部副担当	大澤 英明	1964年2月13日生	1986年9月 当社入社 2008年7月 当社近畿営業部長 2010年6月 株式会社ジャパンクリニカルサービス代表取締役 2016年4月 当社執行役員営業統括本部副本部長兼東京支社長 2019年6月 当社取締役執行役員営業統括本部副本部長兼提案企画部長 2021年4月 当社取締役執行役員営業統括本部部長兼営業推進本部部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長 2023年6月 当社取締役執行役員営業本部部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長 2026年6月 当社取締役執行役員営業本部副担当(現任) 2026年6月 株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役社長(現任)	(注) 2	8
取締役 システム本部長	山下 祐二	1965年8月6日生	1988年11月 当社入社 2020年4月 当社検査システム部長 2020年7月 当社執行役員システム本部副本部長兼基幹システム部長 2022年6月 当社取締役執行役員システム本部長(現任)	(注) 2	6
取締役	大澤 茂	1957年5月13日生	1980年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 2002年4月 翼システム株式会社 2006年6月 矢作建設工業株式会社常務執行役員 2007年6月 同社取締役専務執行役員 2010年6月 同社代表取締役専務執行役員 2012年4月 同社代表取締役副社長 2021年6月 同社顧問 2022年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 2	0
取締役	松沢 玲子	1963年9月5日生	1982年4月 大阪国税局総務部総務課入局 2013年7月 東京国税局川崎南税務署副署長 2015年7月 国税庁長官官房国税庁監察官 2017年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 2018年7月 大阪国税局阿倍野税務署長 2019年7月 東京国税局調査第四部調査第41部門統括国税調査官 2020年7月 東京国税局調査第三部調査統括課長 2021年7月 国税庁長官官房厚生管理官 2022年7月 熊本国税局総務部長 2023年7月 沖縄国税事務所長兼税務大学校沖縄研修支所長 2024年9月 松沢玲子税理士事務所(現任) 2025年6月 株式会社ヤマタネ社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年6月 当社社外取締役(現任) 2026年6月 公益財団法人菊葉文化協会監事(現任)	(注) 2	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	香川 豊彦	1957年4月9日生	1981年4月 株式会社日本製鋼所入社 2002年12月 同社特機本部企画管理部長 2008年7月 同社広島製作所特機管理部長 2010年4月 同社広島製作所副所長 2014年4月 同社本社特機営業部長 2016年4月 同社本社執行役員特機本部長 2019年10月 同社本社常務執行役員特機本部長 2022年4月 日鋼特機株式会社顧問 2022年6月 同社代表取締役社長 2025年6月 同社エグゼクティブアドバイザー(現任) 2026年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 2	—
取締役 常勤監査等委員	森下 健一	1958年8月6日生	1985年3月 当社入社 2008年4月 当社人事部副部長 2014年4月 当社関連事業部長 2015年6月 株式会社オー・ピー・エル取締役管理部長 2017年6月 当社常勤監査役 2025年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	1
取締役 監査等委員	出縄 正人	1964年2月5日生	1990年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 沖信・石原法律事務所(現スプリング法律事務所)入所 1999年1月 スプリング法律事務所パートナー 2007年9月 日本プライムリアルティ投資法人監査役員 2015年6月 イチカワ株式会社社外監査役(現任) 2021年2月 最高裁判所災害補償審査委員会委員(現任) 2021年6月 当社社外監査役 2025年1月 スプリング法律事務所エグゼクティブアドバイザー(現任) 2025年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	0
取締役 監査等委員	宮城 典子	1962年6月28日生	1985年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 2012年4月 同社本郷・茗荷谷エリア営業第二部長 2013年4月 同社茗荷谷支店支店統括部長 2013年10月 株式会社りそなホールディングス人材サービス部ダイバーシティ推進室長 2015年4月 株式会社りそな銀行人材育成部長 2016年4月 株式会社埼玉りそな銀行常勤監査役 2019年6月 同社取締役監査等委員 2021年4月 りそなビジネスサービス株式会社専務取締役 2021年6月 山洋電気株式会社監査役 2022年4月 同社常勤監査役 2022年6月 株式会社日本政策金融公庫社外監査役(現任) 2025年6月 山洋電気株式会社社外取締役(現任) 2025年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	0
計					3,580

- (注) 1. 取締役 大澤茂、松沢玲子、香川豊彦、出縄正人及び宮城典子は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化および意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は16名で、上記の兼務執行役員6名及び木越浩之、青野道博、榎本聡、武井勝明、矢野間載洋、中原洋見、酒巻豊、宇野幸嗣、横手勉、高野暁史で構成されております。
5. 各役員の所有する当社株式の数にはBMLグループ役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、2026年6月26日開催予定の第71回定時株主総会の議案（決議事項）として、「補欠の監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、補欠の監査等委員である取締役の略歴は以下のとおりとなる予定であります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
野原俊介	1979年11月11日生	2006年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 光和総合法律事務所入所	—
		2015年8月	Kelvin Chia Partnership入所	
		2016年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録	
		2016年10月	光和総合法律事務所シニアパートナー（現任）	
		2022年8月	Cocolive株式会社社外監査役（現任）	
		2023年10月	株式会社Olive Union社外監査役（現任）	

(注) 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までであります。

②社外役員の状況

a. 2026年6月23日（有価証券報告書提出日）現在の状況

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名を選任し、監査等委員である社外取締役2名による監査を実施しており、経営の客観性及び中立性という観点からの経営監視機能は果たされていると考えております。

新井龍晴氏は、当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、社外取締役として選任しております。

大澤茂氏は、当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、社外取締役として選任しております。

松沢玲子氏は、株式会社ヤマタネ社外取締役（監査等委員）であります。当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、社外取締役として選任しております。

出縄正人氏は、スプリング法律事務所エグゼクティブアドバイザー、イチカワ株式会社社外監査役、最高裁判所災害補償審査委員会委員であります。当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

宮城典子氏は、山洋電機株式会社社外取締役、株式会社日本政策金融公庫社外監査役であります。いずれの法人とも当社との間に重要な関係はなく、また、宮城典子氏は、過去に株式会社りそな銀行の業務執行者であり、当社と株式会社りそな銀行は取引関係にありますが、取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

また、社外取締役は、業務執行者から独立した立場で経営を監督する目的をもって選任され、豊富な経験、専門性、経営に関する見識を活かすことにより経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことが特に期待されています。監査等委員である社外取締役は、監査体制の中立性および独立性を一層高める目的を持って選任され、その独立性、人的影響力等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されております。なお、当社は社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めており、取締役会及び監査等委員会において、会社との関係、経営者および主要な職員との関係等を勘案し、独立性に問題がないことを確認しております。

個々の社外取締役の活動状況は次のとおりであります。

氏名	主な活動状況
新井 龍晴	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に企業経営を経験された経営者の視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
大澤 茂	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に金融分野と建設分野を経験された視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
松沢 玲子	取締役就任後開催の取締役会12回全てに出席し、主に税務分野を経験された視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
出縄 正人	当事業年度開催の取締役会16回全ておよび監査役会4回全て、監査等委員会10回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営全般に係る法的リスクに関して発言を行っております。
宮城 典子	取締役就任後開催の取締役会12回全ておよび監査等委員会10回全てに出席し、必要に応じ、主に金融分野と人事分野に関する豊富な経験と専門的見地から当社の経営全般に係る発言を行っております。

社外取締役は、定期的に開催される取締役会の他、取締役等とのミーティングを適宜開催し、会社の経営、コーポレート・ガバナンス等について率直な意見交換を行っております。これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を行っております。

また、社外取締役は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督及び助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

b. 定時株主総会後の状況

2026年6月26日開催予定の第71回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」を提案しており、これらの議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名を選任し、また、監査等委員である社外取締役2名による監査を実施しており、経営の客観性及び中立性という観点からの経営監視機能は果たされていると考えております。

大澤茂氏は、当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、社外取締役として選任しております。

松沢玲子氏は、株式会社ヤマタネ社外取締役（監査等委員）であります。当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、社外取締役として選任しております。

香川豊彦氏は、日鋼特機株式会社エグゼクティブアドバイザーであります。当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、社外取締役として選任しております。

出縄正人氏は、スプリング法律事務所エグゼクティブアドバイザー、イチカワ株式会社社外監査役、最高裁判所災害補償審査委員会委員であります。当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

宮城典子氏は、山洋電機株式会社社外取締役、株式会社日本政策金融公庫社外監査役であります。いずれの法人とも当社との間に重要な関係はなく、また、宮城典子氏は、過去に株式会社りそな銀行の業務執行者であり、当社と株式会社りそな銀行は取引関係にあります。取引の規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。

社外取締役は、業務執行者から独立した立場で経営を監督する目的をもって選任され、豊富な経験、専門性、経営に関する見識を活かすことにより経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことが特に期待されています。監査等委員である社外取締役は、監査体制の中立性および独立性を一層高める目的を持って選任され、その独立性、人的影響力等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されています。なお、当社は社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定め、取締役会及び監査等委員会において、会社との関係、経営者および主要な職員との関係等を勘案し、独立性に問題がないことを確認します。

③社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との関係は、内部監査は監査室が行っており、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、監査室は監査等委員とも密接な連携をとっており、監査等委員は、内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。

監査等委員は、監査等委員会で策定した監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、常勤監査等委員を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、監査等委員会、取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べる他、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。監査等委員3名は独立機関としての立場から、適正な監視を行うため定期的に監査等委員会を開催し、打ち合わせを行い、また、会計監査人を含めた積極的な情報交換により連携をとっております。

監査室、監査等委員会及び会計監査人は、必要に応じて情報交換等を行い、相互の連携を高めております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。なお、監査等委員会の議長は常勤監査等委員の森下健一であります。

常勤監査等委員 森下健一氏は、当社の人事部門、グループ会社管理部門及び臨床検査子会社の管理部門を歴任後、2017年6月より現職に就任し、幅広い見識と豊富な経験を有しております。

監査等委員である社外取締役 出縄正人氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を当社の監査体制強化に活かせると判断しております。また、監査等委員である社外取締役 宮城典子氏は、金融分野と人事分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。

当事業年度において、当社は監査等委員会を合計10回開催しており、必要に応じて随時開催を行っております。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
森下 健一	10回	10回	100%
出縄 正人	10回	10回	100%
宮城 典子	10回	10回	100%

監査等委員会における具体的な検討事項は、監査方針及び監査計画、取締役の職務執行の適性及び妥当性、内部統制システムの整備・運用状況、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の運用状況、重要な会計上の見積り、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項、会計監査人の報酬等に対する同意、監査上の主要な検討事項（KAM）への対応状況、子会社を含むグループガバナンスの状況等であります。

常勤監査等委員は、取締役会のほか、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会その他の重要会議に出席し、重要な決裁書類等の閲覧、主要部門及び主要拠点への往査、重要な子会社の調査、役職員からの報告聴取等を通じて、業務執行の状況を日常的に監査しております。また、これらの活動結果について監査等委員会において非常勤の監査等委員に適時に共有し、監査情報の連携を図っております。

監査等委員は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を表明するとともに、代表取締役その他の業務執行取締役との定期的な面談を通じて、経営課題、内部統制上の課題、リスク管理上の重要事項等について確認しております。

内部監査部門との連携については、内部監査計画の策定段階から意見交換を行うとともに、内部監査結果及び改善状況について定期的に報告を受けております。また、必要に応じて内部監査部門による往査への同席、重点監査項目の共有、是正状況のフォローアップ等を実施しております。

会計監査人との連携については、監査計画、四半期レビューの実施状況、期末監査の結果、内部統制監査の状況、監査上の主要な検討事項（KAM）、独立性及び品質管理体制等について定期的に報告を受け、必要に応じて随時意見交換を行っております。また、会計監査人の評価及び再任の適否、報酬等に関する同意判断を行っております。

当事業年度においては、重点監査項目として、①財務報告に係る内部統制の整備・運用状況、②コンプライアンス体制及び不正リスクへの対応状況、③グループ会社管理の実効性、④重要な会計上の見積りに関する判断過程、⑤会計監査人及び内部監査部門との連携状況を設定し、監査を実施いたしました。

また、監査等委員会の実効性向上の観点から、当事業年度の監査活動を振り返り、監査計画と実績の比較検証、重点監査項目の妥当性、監査資料の共有方法、内部監査部門及び会計監査人との連携頻度・連携内容等について評価を行い、次年度の監査計画に反映しております。

②内部監査の状況

当社の内部監査部門は、代表取締役社長が直轄する組織として「監査室」を設置しており、その員数は5名であります。

監査室は、当社およびグループ会社を対象として、業務の適正性や社内リスクに応じて監査を実施するとともに、金融商品取引法が定める内部統制報告制度（JSOX）を遵守する活動として、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの整備、運用状況の評価を実施しております。

内部監査は年間の監査計画に基づき、監査先を選定の上実施しており、当事業年度は営業拠点49拠点、管理系部門3部門及びグループ会社3社の業務監査を実施しました。なお、グループ会社監査については3社のうち、2社を監査等委員と連携して実施し、残りの1社は会計監査人である有限責任監査法人トーマツとも連携した三様監査を実施しております。

監査の結果については、対象先の様々な課題点を監査報告書等に提示し、代表取締役、監査等委員、担当取締役及び対象先の責任者に都度報告しております。対象先の改善活動の促進のため指摘事項に対する改善状況を確認することで、内部統制システムの向上に努めております。また、内部統制の評価結果報告を行うなど、必要に応じて監査室から取締役会に直接報告する社内的な仕組みを有しております。

また、監査室は監査等委員とも密接な連携をとっており、監査等委員は内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。監査室は監査等委員会及び会計監査人と必要に応じて情報交換を行い、相互の連携を図り、監査の実効性の向上に努めております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士

長島 拓也

高橋 勇人

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他27名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針としては、独立性、専門性及び当監査法人の規模、監査体制等を総合的に勘案して選定することとしております。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めています。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	57	—	62	10
連結子会社	—	—	—	—
計	57	—	62	10

当社における非監査業務の内容は、統合報告書の企画に関する助言業務、CDP2025質問書に対する回答への助言業務及び新リース会計基準への対応に関する助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	55	—	—
連結子会社	—	—	—	—
計	—	55	—	—

当社における非監査業務の内容は、財務・税務デューデリジェンス費用等及び統合報告書の作成企画に関する助言業務、並びにサステナビリティ調達に関する助言業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下、取締役等）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、イ.において「決定方針」という。）を定めます。指名・報酬委員会の委員は、当社代表取締役2名、社外取締役3名の計5名です。決定方針の内容は次のとおりであります。

指名・報酬委員会においては、役員報酬体系を検討し、取締役等（監査等委員である取締役を除く。以下、イ.において同じ。）の報酬等の公平性・客観性を確保するため、当社と同規模の国内上場会社の役員報酬との比較検討を行いながら、以下の3つの体系で報酬を構成しています。

- i) 月額報酬
- ii) 役員賞与（短期インセンティブ）
- iii) 譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ）

i)～iii)のうち、ii)については、各年度の業績に対する指標（KPI）、ESG評価、各担当の職務遂行結果等を総合的に勘案して決定します。なお、各役位における役割責任及び業績責任を踏まえ、上位役位ほど報酬の業績連動性を高めています。

業務執行から独立した立場である社外取締役については、その独立性を尊重する観点から、長期・短期インセンティブの対象外としております。

金銭報酬		株式報酬
Base (基本報酬) ・月額報酬	STI (短期インセンティブ) ・役員賞与	LTI (長期インセンティブ) ・株式報酬

社内取締役・執行役員の報酬等に係る方針の具体的な内容は、次のとおりであります。

- i) 月額報酬と役員賞与の割合

各役位における役割責任及び業績責任に応じ、上位役位ほど報酬の業績連動性を高めており、役位毎に月額報酬と役員賞与の割合を変動させ、比率は以下のとおりとしております。

月額報酬：役員賞与＝5.8：4.2～8.5：1.5

- ii) 株式報酬の割合

各役位に応じ、報酬総額に占める割合を上限2割としています。

役職	固定		変動		レンジ
	月額報酬	株式報酬	賞与		
上位	60%	5%	40%		0.20~5.00
┆	┆	┆	┆		
下位	88%	20%	12%		0.64~1.44

以下の評価に応じて決定
①業績連動指数(KPI)
②マネージメント評価

iii) 役員賞与の算定方法

基準賞与額に業績連動、マネジメント評価、ESG評価の3項目の項目別ウェイトを設定。3項目の評価を加味した賞与基準額に、以下(エ)(オ)の要素を加味し決定します。

基準賞与		評価算定式
全社業績 (KPI)	50%	①基準賞与額×ウェイト × KPI評価
個人業績 (MBO)	40%	① × MBO評価
ESG	10%	①× ESG評価

(ア) 業績連動・・・年度計画に対する売上高と営業利益の達成率を指数化し、役員毎に定める基準賞与額を上限5.0倍～下限0.2倍のレンジで変動させ、役位が高いほど業績連動性を高めま

す。
(イ) マネジメント評価・・・代表取締役社長を除く社内取締役・執行役員が事業年度に定める目標の達成度を代表取締役社長が評価し、基準賞与額に対して加減算します。

(ウ) ESG評価・・・事業年度における全社評価での短期インセンティブ評価項目として、4項目を設定し、目標に対する達成率で基準賞与額に対し加減算します。

(エ) 功績・・・事業年度において著しい功績を挙げた取締役等に対し加算します。

(オ) 重大事象・・・事業年度の経営に重大な影響を与えた取締役等に対し減算します。

iv) 取締役等の報酬方針の決定

取締役会においては、指名・報酬委員会にて審議された役員報酬体系等を確認したうえで、当該年度の役員賞与および次年度の役員報酬方針について決議を行います。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項は、次のとおりであります。

当社は、取締役会において取締役の個人別報酬額の具体的な算出に係る委任決議を受けた、代表取締役社長近藤健介が最終的に決定します。

取締役の個人別の報酬額の内容の決定に当たっては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会が、代表取締役社長の作成する原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行います。指名・報酬委員会が原案に対して審議を行ったうえで取締役会へ答申し、取締役会において役員報酬に関する方針を決定していることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられます。

取締役に対する役員賞与の額の決定方法、及び役員賞与に係る指標の目標は次のとおりであります。

当社は、業績と企業価値の向上に向けた各取締役の取り組みへのインセンティブとして、月額報酬に加えて役員賞与を導入しております。また、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）を導入しております。

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績連動指数（KPI）を反映した金銭報酬とします。KPIは各連結会計年度の連結売上高及び連結営業利益の事業計画に対する達成率を加重平均した値であり、取締役（社外取締役を除く）の役位による基準額にKPIを考慮して算定された額を賞与として毎年一定の時期に支給します。なお、社外取締役に対しては役員賞与を支給しません。

当該指標を選定した理由は、当期の業務遂行の成果を総合的かつ客観的に示しており、業績成長の達成度を重視する観点からも妥当であると判断したためであります。

非金銭報酬等の内容は次のとおりであります。

当社は、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）を導入しており、売上高等の事業計画に対する達成度に対応した支給割合をもとに、報酬額を算定します。

ロ. 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

監査等委員である取締役の報酬につきましては、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から月額報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議で決定します。

ハ. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2025年6月27日開催の第70回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分50百万円、使用人分給与は含まれない）と決議しております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。また別枠として、2025年6月27日開催の第70回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は、年額50百万円以内と決議しております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年6月27日開催の第70回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該決議に係る監査等委員である取締役の員数は3名です。

②役員報酬の内容

イ. 当事業年度における提出会社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 人員 (名)
		月額報酬	役員賞与	非金銭報酬等 (注) 3	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	229	139	81	8	6
監査等委員 (社外取締役を除く)	11	11	—	—	1
監査役 (社外監査役を除く)	3	3	—	—	1
社外役員	29	29	—	—	8
合計	273	183	81	8	16

(注) 1. 当社は、2025年6月27日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 当事業年度末現在の人数は、取締役（監査等委員を除く）9名、監査等委員3名であります。

3. 非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。なお譲渡制限付株式報酬の当期の付与総額は、当社の取締役6名に対し34百万円でした。

ロ. 提出会社の役員のうち連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		
				月額報酬	役員賞与	非金銭報酬等
近藤 健介	107	代表取締役	提出会社	56	49	2

(注)連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

ハ. 当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の政策保有株式は、対象先との長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受などがはかられ、対象先および当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合において、限定的に保有するものであります。

政策保有株式については、個別銘柄毎に、中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有に伴うリスク・リターン、営業上の取引関係や業務提携等の事業戦略における保有意義等についての総合的な検証を毎年実施し、保有の可否を判断します。

検証の結果、保有の妥当性が認められない場合には、対象先の理解を得ながら、売却を進めることとします。また保有の妥当性が認められる場合であっても、市場環境や当社の経営・財務戦略等を考慮し、売却することもあります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	8	217
非上場株式以外の株式	4	2,662

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式以外の株式	3	185

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ファルコホールディングス	1,014,800	1,014,800	(保有目的) 受託臨床検査事業における取引先であり、関係維持のため (業務提携等の概要) 両社の経営資源の相互活用 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	2,648	2,357		
(株)りそなホールディングス	—	77,800	保有意義について取締役会等で検討した結果、売却しました。	無
	—	100		
第一生命ホールディングス(株)	—	42,400	保有意義について取締役会等で検討した結果、売却しました。	無
	—	48		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	—	5,580	保有意義について取締役会等で検討した結果、売却しました。	無
	—	21		
(株)アインホールディングス	2,000	2,000	(保有目的) 業界を通じた情報収集のため (定量的な保有効果) (注) 1	無
	11	10		
H.U.グループホールディングス(株)	920	920	(保有目的) 受託臨床検査業界における取引先であり、関係維持のため (定量的な保有効果) (注) 1	有
	2	2		
PHCホールディングス(株)	100	100	(保有目的) 受託臨床検査業界における取引先であり、関係維持のため (定量的な保有効果) (注) 1	無
	0	0		

(注) 1. 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性の検証方法について、以下に記載いたします。

当社は、個別の政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有に伴うリスク・リターン、営業上の取引関係や業務提携等の事業戦略における保有意義についての総合的な検証を毎期実施し、保有の可否を判断しております。現状保有している政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

2. 前事業年度において特定投資株式として記載していた札幌臨床検査センター(株)は、2026年2月18日付の株式併合(169,414株を1株)により当社保有株式が1株未満の端数となり、会社法第235条の規定に基づく端数処理により金銭が交付される見込みとなったため、本表からは除外しております。
 なお、同社は当該株式併合に伴い2026年2月16日付で上場廃止となっております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

①人財に対する基本的な考え方と目指す人財像

BMLグループの根幹事業である臨床検査受託事業は、高い検査品質が求められます。この品質を高い水準で維持・向上させ続けるためには、個々の従業員の力だけでなく、組織としての総合力が不可欠となっています。

こうした事業特性のもと、BMLグループが目指す人財像は、事業環境や業務の状況を的確に把握し、求められる成果を確実に、迅速に、再現性高く実行できる人財です。個々の従業員が自らの役割責任を深く理解し、組織の一員として確実に遂行していくことが、検査品質を安定的に維持することにつながり、ひいては持続的な企業価値の向上につながるものと考えています。

この人財像の実現に向けて、経営戦略と人財戦略を一体的に連動させ、重点施策に取り組んでいます。

②経営戦略と人財戦略の連動

BMLグループは、BML総合研究所を中心とした大規模検査体制の構築とシステム投資による自動化・効率化を推進し、受託検査件数の拡大を通じて持続的な成長を実現してまいりました。

今後の成長に向けては、既存の検査事業における品質の維持・向上に加え、DXによる生産性の向上や高度な検査の開発が求められます。こうした経営戦略を実現するためには、事業の量的拡大を支えてきた組織体制から、従業員一人ひとりの能力開発を重視した組織体制への移行が不可欠であると認識しています。

③重点施策（内部人財の育成および外部人財の確保）

a. 役割責任の明確化と組織力の強化

BMLグループでは、事業規模が急速に拡大する中で、各階層が担う役割責任について全従業員に改めて認識させる取り組みを行っています。具体的には、部長・課長・主任等の各階層における役割責任を明確に再定義し、研修等を通じて認識させたうえで役割責任の履行のために求められるスキル・ナレッジを定めています。

b. スキル体系図の整備

各階層に求められるスキル・ナレッジを「コンセプチュアルスキル」「ヒューマンスキル」「テクニカルスキル」に分別し、各階層に求められるスキル・ナレッジを定めています。

等級		階層別研修			自発型研修	選抜型研修	
		入社時・昇格時	既存社員				
S・M1 S・M2	部長 副部長	部長・副部長 昇進時	コンセプ チュアル スキル	ESG研 修	IT・DX 研修	次期経営層 育成	
	次長 課長	次長・課長 昇進時					ヒューマン スキル
S・M3 S・M4	主任 副主任	主任昇進時 副主任昇進時					
	S・G 5・6	一般職					
S・G 7・8 ・9						次期管理職 育成	

c. 教育研修体制の強化

スキル体系図に基づき、階層別の教育研修計画を策定し、体系的な人財育成プログラムを展開しています。研修内容は各階層の役割責任の遂行に直結するものとし、実務に即した実効性の高いプログラムとなるよう設計しています。あわせて、教育研修を企画・推進する人事部門の体制強化にも取り組んでおり、育成機能の充実を図っています。

d. 人事制度との連動（評価・処遇への反映）

役割責任の明確化と連動し、人事評価制度の見直しを進めています。具体的には、再定義した役割責任の遂行状況を人事評価に直接反映させる仕組みとし、短期的な業績貢献は賞与に、中長期的な役割遂行能力の向上は昇給・昇格に反映する体系としています。

これにより、各従業員が自らの役割責任を主体的に認識し、その遂行に向けて継続的に成長していく組織文化の醸成を目指しています。

e. 戦略分野における高度専門人財の確保

高度な検査の開発やDXを活用した高付加価値サービスの創出等、経営戦略の実現に必要な高度な専門性を有する人財については、「戦略分野高度専門人財コース」を新設し、外部から積極的に確保しています。当該人財には、専門性に見合った処遇を提供するとともに、新たな事業領域の推進役として活躍いただいています。

外部から確保した高度専門人財の知見・ノウハウを組織内に展開することで、既存従業員のスキル向上との相乗効果を生み出し、組織全体の底上げにつなげてまいります。

④従業員給与等の決定方針

当社は、前掲の人財戦略、とりわけ「役割責任の明確化」および「人事制度との連動（評価・処遇への反映）」の考え方を踏まえ、従業員の給与（賞与を含む）その他の給付の額および内容について、以下の方針により決定しています。

a. 基本的な考え方

従業員給与は、各階層の役割責任の遂行状況に基づいて決定することを基本方針としています。これは、再定義した役割責任を公正に評価し、その遂行および成長に報いることで、自律的に役割貢献を行う人財を育成するという人財戦略と一体の考え方に基づくものです。

b. 給与の構成と決定方法

- ・ 役割給：役割等級に基づき給与テーブルを設定し、役割責任の遂行能力の向上に応じた昇給を行っています。
- ・ 賞与：会社業績および個人の短期的な業績貢献に基づき決定しています。
- ・ 戦略分野高度専門人財コースにおいては、外部労働市場における報酬水準を考慮し、専門性に見合った処遇を設定しています。

c. 平均年間給与

当事業年度における提出会社の従業員の平均年間給与は547万円であり、対前年比増減率は+1.4%となっています。

d. 非正規従業員の給与決定方針

当社の事業活動においては、非正規従業員（有価証券報告書における臨時従業員に該当し、契約社員、パートタイマー等を含む）が従業員数の相応の割合を占めており、当社サービスの安定的かつ継続的な提供を支える重要な役割を担っています。こうした事業活動上の特性を踏まえ、当社は、改正府令の趣旨に則り、正規従業員に加え、非正規従業員の給与についても以下の方針により決定しています。

i) 基本的な考え方

非正規従業員の給与は、職務内容、勤務地および地域の労働市場における賃金水準を総合的に勘案し、適正な水準となるよう決定しています。安定的なサービス提供体制を維持・強化していくためには、必要な人財の確保および定着が不可欠であるとの認識のもと、外部労働市場の動向を継続的にモニタリングしています。

ii) 募集賃金の見直し

近年の労働需給の逼迫、最低賃金の継続的な引上げ、並びに同業他社をはじめとする他社における募集賃金の引上げ動向等を踏まえ、地域ごとの賃金水準を注視しながら、募集賃金について適宜見直しを行っています。

iii) 既存非正規従業員の処遇

募集賃金の見直しに際しては、既存の非正規従業員の処遇との均衡にも配慮し、既存従業員の給与についても併せて改定を実施しています。これにより、新規採用と既存従業員の処遇水準の整合性を確保するとともに、従業員の定着を図っています。

(2) 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、臨床検査並びにこれに関連する事業を営んでおりますので、事業部門別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
検査部門	2,649(1,295)
営業部門	1,376(2,657)
事務部門	587(459)
合計	4,612(4,411)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
2,700(1,530)	41.4	11.0	5,472,375	1.4

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

なお、提出会社における事業部門別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
検査部門	1,599(568)
営業部門	707(848)
事務部門	394(114)
合計	2,700(1,530)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合を結成している会社はありませんが、労使関係は安定し、円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

①提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の 割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
17.0	109	71.8	76.3	82.7

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
なお、この指標の計算において分母は年度中に子を出生した人数、分子は年度中に育児休業を取得した人数としているため、100%を超える場合があります。

②連結子会社

当事業年度								
名称	管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率(%)				労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
(株)ジャパンクリニカルサービス	9.8	50.0	—	—	(注2)	70.6	90.6	76.0
(株)第一岸本臨床検査センター	6.1	—	100.0	該当無し	(注1)	78.5	82.7	70.0
(株)QCL	22.6	—	66.7	0.0	(注1)	60.3	80.8	79.9
(株)BMLフード・サイエンス	25.0	—	100.0	該当無し	(注1)	62.8	79.2	43.5
(株)岡山医学検査センター	28.0	—	80.0	該当無し	(注1)	67.1	77.4	69.1
(株)ピーシーエルジャパン	21.4	—	100.0	該当無し	(注1)	78.4	89.9	66.9
(株)BMLメディカルワークス	66.7	—	該当無し	該当無し	(注1)	67.3	80.7	72.2
(株)盛岡臨床検査センター	40.0	—	該当無し	該当無し	(注1)	87.1	90.9	91.6
微研(株)	0.0	—	該当無し	該当無し	(注1)	85.4	91.0	79.0

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	67,562	68,029
受取手形及び売掛金	※1 26,824	※1 26,827
商品及び製品	252	334
仕掛品	749	904
原材料及び貯蔵品	3,681	3,605
その他	3,213	2,066
貸倒引当金	△23	△60
流動資産合計	102,259	101,707
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※4 29,312	※4 29,913
土地	※4 16,919	※4 16,117
リース資産（純額）	4,672	4,236
建設仮勘定	3,270	5,785
その他（純額）	8,314	7,473
有形固定資産合計	※2 62,489	※2 63,527
無形固定資産		
その他	4,987	4,695
無形固定資産合計	4,987	4,695
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 3,127	※3 3,269
退職給付に係る資産	7,059	7,895
繰延税金資産	1,087	371
その他	1,934	1,858
貸倒引当金	△72	△78
投資その他の資産合計	13,137	13,317
固定資産合計	80,613	81,539
資産合計	182,873	183,247
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	19,714	20,229
リース債務	1,630	1,646
未払法人税等	1,974	2,197
賞与引当金	3,667	3,918
未払金	8,235	10,710
その他	※4 2,374	※4 2,185
流動負債合計	37,595	40,887
固定負債		
リース債務	3,659	3,170
役員退職慰労引当金	190	203
退職給付に係る負債	7,141	6,347
その他	513	508
固定負債合計	11,504	10,230
負債合計	49,100	51,117

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,045	6,045
資本剰余金	6,659	6,646
利益剰余金	122,484	120,945
自己株式	△8,173	△9,157
株主資本合計	127,016	124,480
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	577	706
退職給付に係る調整累計額	1,784	2,458
その他の包括利益累計額合計	2,362	3,165
新株予約権	23	21
非支配株主持分	4,370	4,461
純資産合計	133,772	132,129
負債純資産合計	182,873	183,247

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 143,191	※1 150,262
売上原価	97,329	101,572
売上総利益	45,861	48,689
販売費及び一般管理費	※2 36,497	※2 38,267
営業利益	9,364	10,421
営業外収益		
受取利息	29	106
受取配当金	290	142
不動産賃貸料	52	48
補助金収入	155	156
設備賃貸料	50	118
その他	198	191
営業外収益合計	776	764
営業外費用		
支払利息	118	119
不動産賃貸原価	30	31
その他	21	20
営業外費用合計	170	171
経常利益	9,970	11,014
特別利益		
固定資産売却益	※3 2	※3 1,201
その他	—	161
特別利益合計	2	1,362
特別損失		
減損損失	※4 10	※4 372
その他	289	16
特別損失合計	299	389
税金等調整前当期純利益	9,673	11,987
法人税、住民税及び事業税	3,187	3,641
法人税等調整額	△23	336
法人税等合計	3,164	3,977
当期純利益	6,509	8,009
非支配株主に帰属する当期純利益	245	261
親会社株主に帰属する当期純利益	6,263	7,748

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	6,509	8,009
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9	129
退職給付に係る調整額	702	683
その他の包括利益合計	※ 711	※ 813
包括利益	7,220	8,823
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,976	8,551
非支配株主に係る包括利益	244	271

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,045	6,646	119,730	△8,229	124,193
当期変動額					
剰余金の配当			△3,509		△3,509
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,263		6,263
自己株式の取得					—
自己株式の処分		12		55	68
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	12	2,754	55	2,822
当期末残高	6,045	6,659	122,484	△8,173	127,016

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	568	1,081	1,649	23	4,273	130,140
当期変動額						
剰余金の配当						△3,509
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,263
自己株式の取得						—
自己株式の処分						68
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	9	703	712	—	97	810
当期変動額合計	9	703	712	—	97	3,632
当期末残高	577	1,784	2,362	23	4,370	133,772

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,045	6,659	122,484	△8,173	127,016
当期変動額					
剰余金の配当			△4,979		△4,979
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,748		7,748
自己株式の取得				△5,376	△5,376
自己株式の処分		10		61	72
自己株式の消却		△23	△4,307	4,330	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△12	△1,538	△984	△2,535
当期末残高	6,045	6,646	120,945	△9,157	124,480

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	577	1,784	2,362	23	4,370	133,772
当期変動額						
剰余金の配当						△4,979
親会社株主に帰属する 当期純利益						7,748
自己株式の取得						△5,376
自己株式の処分						72
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	129	674	803	△1	90	892
当期変動額合計	129	674	803	△1	90	△1,642
当期末残高	706	2,458	3,165	21	4,461	132,129

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,673	11,987
減価償却費	7,716	9,121
減損損失	10	372
受取利息及び受取配当金	△319	△249
支払利息	118	119
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,862	△13
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△93	△153
仕入債務の増減額 (△は減少)	982	514
賞与引当金の増減額 (△は減少)	69	250
補助金収入	△155	△156
固定資産売却益	△2	△1,201
未払消費税等の増減額 (△は減少)	118	2,326
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△421	1,284
その他	737	△548
小計	16,569	23,655
利息及び配当金の受取額	186	377
利息の支払額	△119	△121
法人税等の支払額	△1,919	△3,422
法人税等の還付額	980	6
補助金の受取額	113	219
その他	△2	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,809	20,715
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,502	△5,252
定期預金の払戻による収入	5,643	5,459
有形固定資産の取得による支出	△15,146	△8,750
無形固定資産の取得による支出	△1,512	△1,374
有形固定資産の売却による収入	21	2,198
その他	△297	29
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,793	△7,689
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△1,757	△1,809
配当金の支払額	△3,509	△4,979
非支配株主への配当金の支払額	△146	△180
自己株式の取得による支出	—	△5,382
その他	△12	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,426	△12,351
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,410	673
現金及び現金同等物の期首残高	70,338	63,928
現金及び現金同等物の期末残高	※1 63,928	※1 64,602

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

16社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

連結範囲の重要な変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社でありました㈱BMLライフサイエンス・ホールディングスは、2025年9月1日付で当社に吸収合併され消滅会社となったため、連結の範囲より除外しております。

(2) 主要な非連結子会社名

㈱札幌病理検査センター

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社5社につきましては、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の金額はいずれも軽微であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

㈱札幌病理検査センター

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社7社につきましては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、仕掛品

主として総平均法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産については、定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員及び執行役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、各々の会社の内規に基づく当連結会計年度末の必要額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用の額は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年～10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 検査事業

臨床検査事業及び食品衛生事業については顧客への検査結果の報告時点により履行義務が充足されると判断しており、検査結果の報告時点で収益を認識しております。

② 医療情報システム事業

電子カルテシステムの販売についてはソフトウェア使用权の許諾、機器類の設置及び使用方法の顧客への説明が完了し、顧客の検収により契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されると判断しており、電子カルテシステムの検収時点で収益を認識しております。

電子カルテシステムの保守サービスについては一定期間の保守契約に係るサービスの提供について履行義務と識別しております。一定期間の保守契約は、履行義務が時の経過にわたり充足されると判断しており、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、収益は契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から成っております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度の連結財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものとして識別したものはありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取利息」、「設備賃貸料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた277百万円は、「受取利息」29百万円、「設備賃貸料」50百万円、「その他」198百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示することといたしました。また、前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」289百万円、「その他」10百万円は、「減損損失」10百万円、「その他」289百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示することといたしました。また、前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「固定資産除却損」289百万円、及び「その他」445百万円は、「固定資産売却益」△2百万円、「その他」737百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「有形固定資産の売却による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△276百万円は、「有形固定資産の売却による収入」21百万円、「その他」△297百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
売掛金	25,740百万円	26,443百万円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	61,633百万円	64,981百万円

※3 非連結子会社及び関連会社の株式等

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券(株式等)	334百万円	334百万円

※4 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(イ)担保に供している資産

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
建物及び構築物	16,487百万円	17,240百万円
土地	2,879	2,759
計	19,367百万円	20,000百万円

(ロ)上記に対応する債務

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
流動負債・その他(短期借入金)	880百万円	880百万円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。なお、下記に記載している研究開発費の金額は、研究開発費用の総額であります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料手当及び賞与	15,454百万円	15,890百万円
賞与引当金繰入額	1,346	1,508
退職給付費用	379	346
役員退職慰労引当金繰入額	54	36
消耗品費	2,863	2,764
研究開発費	260	320

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	13百万円
土地	—	1,186
有形固定資産「その他」	1	0
無形固定資産「その他」	1	0
投資その他の資産「その他」	0	0
計	2百万円	1,201百万円

※4 減損損失

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
㈱ビー・エム・エル (神奈川県秦野市) (埼玉県川越市) (埼玉県春日部市) (島根県浜田市)	検査事業の共用資産	建物	75
		土地	266
		構築物	3
		その他	22
		計	367

(注) 上記以外の減損損失は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、稼働資産について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしております。

検査事業の共用資産の一部については売却又は使用停止を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却見込価額に基づき算定しています。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	24百万円	325百万円
組替調整額	—	△135
法人税等及び税効果調整前	24	190
法人税等及び税効果額	△14	△60
その他有価証券評価差額金	9	129
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,257	1,222
組替調整額	△193	△220
法人税等及び税効果調整前	1,064	1,002
法人税等及び税効果額	△361	△318
退職給付に係る調整額	702	683
その他の包括利益合計	711百万円	813百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	42,294,426	—	—	42,294,426

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,310,287	—	22,470	3,287,817

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の付与による減少 22,470株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	2008年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
	2009年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
	2010年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1
	2011年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7
連結子会社	—	—	—	—	—	—	
合計			—	—	—	—	23

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,559	40.0	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	1,950	50.0	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,730	70.0	2025年3月31日	2025年6月30日

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	42,294,426	—	1,545,000	40,749,426

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 1,545,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,287,817	1,545,000	1,566,990	3,265,827

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得 1,545,000株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 1,545,000株

譲渡制限付株式の付与による減少 20,190株

新株予約権の行使による減少 1,800株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	2010年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
	2011年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	21

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,730	70.0	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	2,249	60.0	2025年9月30日	2025年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,436	65.0	2026年3月31日	2026年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	67,562百万円	68,029百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△3,633 "	△3,427 "
現金及び現金同等物	63,928百万円	64,602百万円

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	1,612百万円	1,210百万円

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、検査機器及び付属品等であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは資金運用について、余剰資金については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については期限1年以内の銀行借入により調達することが一般的であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

営業債務は、流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは与信管理規程に従い、営業債権については常に相手先の状況把握及び分析を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは月次に資金繰表を作成するなどの方法により管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
其他有価証券	2,577	2,577	—
資産計	2,577	2,577	—

当連結会計年度(2026年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
其他有価証券	2,719	2,719	—
資産計	2,719	2,719	—

- (注) 1. 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	549	549

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	67,546	—	—	—
受取手形	163	—	—	—
売掛金	26,660	—	—	—
合計	94,370	—	—	—

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	68,014	—	—	—
受取手形	158	—	—	—
売掛金	26,669	—	—	—
合計	94,842	—	—	—

(注) 4. リース債務の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,577	—	—	2,577
資産計	2,577	—	—	2,577

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,719	—	—	2,719
資産計	2,719	—	—	2,719

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	2,569	1,728	841
小計	2,569	1,728	841
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	8	9	△1
小計	8	9	△1
合計	2,577	1,737	840

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	2,719	1,689	1,030
小計	2,719	1,689	1,030
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	0	0	△0
小計	0	0	△0
合計	2,719	1,689	1,030

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	185	135	—
合計	185	135	—

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が帳簿価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、市場価格のない株式等については、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として企業年金制度及び退職一時金制度を設けておりますが、当連結会計年度より選択型確定拠出年金制度を導入し併用しております。

連結子会社においては、一部の連結子会社は確定給付型の企業年金制度及び退職一時金制度を設けており、また、一部を除く連結子会社は確定給付型及び確定拠出型の制度を併用しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	15,868	14,345
勤務費用	1,212	1,089
利息費用	68	183
数理計算上の差異の発生額	△1,714	△728
退職給付の支払額	△1,088	△1,069
その他	0	4
退職給付債務の期末残高	14,345	13,825

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	15,533	15,538
期待運用収益	382	384
数理計算上の差異の発生額	△462	494
事業主からの拠出額	616	622
退職給付の支払額	△531	△422
年金資産の期末残高	15,538	16,617

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,208	1,274
退職給付費用	221	188
退職給付の支払額	△102	△92
制度への拠出額	△52	△127
退職給付に係る負債の期末残高	1,274	1,243

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	9,305	9,576
年金資産	△16,165	△17,373
	△6,859	△7,796
非積立型制度の退職給付債務	6,941	6,248
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	81	△1,548
退職給付に係る負債	7,141	6,347
退職給付に係る資産	△7,059	△7,895
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	81	△1,548

(注) 1. 簡便法を適用した制度を含みます。

2. 過年度の会計処理に誤りがあることが判明したため、前連結会計年度は訂正後の金額を記載しております。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	1,212	1,089
利息費用	68	183
期待運用収益	△382	△384
数理計算上の差異の費用処理額	△188	△220
簡便法で計算した退職給付費用	221	188
確定給付制度に係る退職給付費用	931	857

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
数理計算上の差異	1,064	1,002
合計	1,064	1,002

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△2,614	△3,616
合計	△2,614	△3,616

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
債券	44.7%	29.4%
株式	39.8%	29.9%
一般勘定	1.3%	1.1%
現金及び預金	0.4%	0.5%
その他	13.8%	39.1%
合計	100.0%	100.0%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	0.6～1.8%	1.8～2.4%
長期期待運用収益率	1.3～2.5%	1.3～2.5%

3. 確定拠出制度

当社の選択型確定拠出年金制度に係る退職給付費用は当連結会計年度20百万円でありました。

また、連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度19百万円、当連結会計年度19百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年9月1日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2008年9月29日	2009年9月24日	2010年9月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 4名	当社取締役 8名 当社執行役員 3名	当社取締役 10名 当社執行役員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 19,400株	普通株式 14,800株	普通株式 14,200株
付与日	2008年10月17日	2009年10月14日	2010年10月19日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	同左	同左
権利行使期間	2008年10月18日 ～2028年6月27日	2009年10月15日 ～2029年9月30日	2010年10月20日 ～2030年9月30日

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2011年9月29日	2012年10月29日	2013年9月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 3名	当社取締役 12名 当社執行役員 3名	当社取締役 10名 当社執行役員 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 16,200株	普通株式 18,800株	普通株式 13,800株
付与日	2011年10月18日	2012年11月16日	2013年10月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	同左	同左
権利行使期間	2011年10月19日 ～2031年9月30日	2012年11月17日 ～2032年10月31日	2013年10月12日 ～2033年9月30日

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2014年9月29日	2015年9月28日	2016年11月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名	当社取締役 9名 当社執行役員 5名	当社取締役 10名 当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 8,000株	普通株式 9,600株	普通株式 7,400株
付与日	2014年10月15日	2015年10月15日	2016年11月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	同左	同左
権利行使期間	2014年10月16日 ～2034年9月30日	2015年10月16日 ～2035年9月30日	2016年11月29日 ～2036年10月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2008年9月29日	2009年9月24日	2010年9月30日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	600	800	1,200
権利確定	—	—	—
権利行使	600	800	400
失効	—	—	—
未行使残	—	—	800

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2011年9月29日	2012年10月29日	2013年9月24日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	1,600	2,600	1,800
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	1,600	2,600	1,800

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2014年9月29日	2015年9月28日	2016年11月8日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	2,200	3,000	3,200
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	2,200	3,000	3,200

②単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2008年9月29日	2009年9月24日	2010年9月30日
権利行使価格（円）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）
行使時平均株価（円）	3,550	3,550	3,550
付与日における公正な 評価単価（円）	735.0	1,086.0	874.0

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2011年9月29日	2012年10月29日	2013年9月24日
権利行使価格（円）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	836.5	856.0	1,481.0

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2014年9月29日	2015年9月28日	2016年11月8日
権利行使価格（円）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	1,281.5	1,471.5	2,312.0

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	2,278百万円	2,031百万円
役員退職慰労引当金及び 未払役員退職慰労金	61	69
賞与引当金	1,166	1,274
投資有価証券評価損	38	37
未払事業税及び事業所税	162	201
施設利用会員権評価損	64	64
資産除去債務相当額	178	165
繰越欠損金	27	21
その他	381	361
繰延税金資産小計	4,359	4,227
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△25	△21
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△540	△610
評価性引当額小計	△566	△632
繰延税金資産合計	3,793	3,595
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△131	△331
その他有価証券評価差額金	△263	△323
退職給付に係る資産	△2,222	△2,485
その他	△87	△82
繰延税金負債合計	△2,705	△3,223
繰延税金資産(負債)の純額	1,087百万円	371百万円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2	2	1	—	—	20	27百万円
評価性引当額	△1	△1	△1	—	—	△20	△25 "
繰延税金資産	0	1	—	—	—	—	1 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	1	1	1	—	—	15	21百万円
評価性引当額	△1	△1	△1	—	—	△15	△21 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	— "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 過年度の退職給付関係の会計処理に誤りがあることが判明したため、前連結会計年度の退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は訂正後の金額を記載しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない 項目	0.5	0.6
住民税均等割	1.6	1.3
法人税等の減税額	△0.7	△0.8
評価性引当額の増減	0.0	0.5
連結子会社の適用税率差異	1.5	1.6
その他	△0.7	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7%	33.2%

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	検査事業		
臨床検査事業			
生化学的検査	54,977	—	54,977
血液学的検査	11,638	—	11,638
免疫学的検査	28,397	—	28,397
微生物学的検査	7,253	—	7,253
病理学的検査	10,143	—	10,143
その他検査	14,762	—	14,762
食品衛生事業	5,294	—	5,294
その他	—	6,971	6,971
顧客との契約から生じる収益	132,466	6,971	139,438
その他の収益	3,753	—	3,753
売上高	136,219	6,971	143,191

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療情報システム事業を含んでおります。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	検査事業		
臨床検査事業			
生化学的検査	57,508	—	57,508
血液学的検査	12,039	—	12,039
免疫学的検査	29,704	—	29,704
微生物学的検査	7,354	—	7,354
病理学的検査	10,646	—	10,646
その他検査	16,220	—	16,220
食品衛生事業	5,530	—	5,530
その他	—	7,071	7,071
顧客との契約から生じる収益	139,004	7,071	146,075
その他の収益	4,186	—	4,186
売上高	143,191	7,071	150,262

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療情報システム事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度期首	前連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	24,651	25,740
契約資産	—	—
契約負債	—	—

前連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	25,740	26,443
契約資産	—	—
契約負債	—	—

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当企業集団の報告セグメントは、当企業集団を構成する単位のうち分離された財務情報が入手可能なものであり、取締役会において配分すべき経営資源に関する意思決定が行われ、かつ業績を評価するために経営成績を定期的に検討するものであります。

なお、当企業集団は製品・サービス別セグメントから構成されており、「検査事業」を報告セグメントとしております。また、報告セグメントに含まれないその他の事業セグメントには「医療情報システム事業」を含めております。「検査事業」は臨床検査等の受託業務を行っており、「医療情報システム事業」は医療機関向けのシステム機器等の製造販売や医療情報サービスの提供等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当企業集団の報告セグメントである「検査事業」以外の事業に関しては、重要性が乏しいと考えられるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

固定資産の減損損失372百万円を計上しております。また、当該金額は全て「検査事業」にかかるものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	3,316.84円	3,405.40円
1株当たり当期純利益金額	160.62円	203.54円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	160.55円	203.45円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,263	7,748
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	6,263	7,748
普通株式の期中平均株式数(株)	38,997,966	38,069,233
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	16,998	15,959
(うち新株予約権(株))	(16,998)	(15,959)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	133,772	132,129
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	4,394	4,483
(うち新株予約権(百万円))	(23)	(21)
(うち非支配株主持分(百万円))	(4,370)	(4,461)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	129,378	127,646
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	39,006,609	37,483,599

(重要な後発事象)

当社は本社機能の拡充を目的として、2025年12月3日に本社隣接地の土地について売買契約を締結していましたが、2026年5月29日に売買代金の決済を完了し、所有権の移転を受けました。

(1) 取得資産の概要

所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番8外
資産の種類	土地
土地面積（公簿）	合計 449.26㎡

(2) 売買契約締結日

2025年12月3日

(3) 代金決済日（所有権移転日）

2026年5月29日

(4) 取得価額

9,273百万円

(5) 取得先

個人であります。なお、当社と取得先との間には記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はなく、取得先及びその関係者は当社の関連当事者ではありません。

(6) 取得の目的

東京都内に分散している部門の集約移転、および医療機関等のお客様や仕入先等のお取引先様とのコミュニケーション強化のための拠点として位置づけ活用することを見込んでおります。

(7) 資金の調達方法

自己資金

(8) 当該資産の取得が営業活動へ及ぼす重大な影響

当該資産の取得により翌連結会計年度の連結業績に与える影響は軽微であります。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	900	900	1.4	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,630	1,646	1.4	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,659	3,170	2.2	2027年～2037年
合計	6,190	5,716	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務(百万円)	1,291	881	479	157

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	75,628	150,262
税金等調整前 中間(当期)純利益 (百万円)	6,624	11,987
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	4,219	7,748
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	109.38	203.54

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	40,679	44,616
受取手形	161	157
売掛金	23,059	22,979
商品及び製品	119	199
仕掛品	539	694
原材料及び貯蔵品	2,878	2,753
前払費用	567	617
その他	2,544	1,239
貸倒引当金	△20	△58
流動資産合計	※2 70,529	※2 73,198
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 24,827	※1 25,139
構築物	422	555
機械及び装置	738	591
車両運搬具	14	9
工具、器具及び備品	5,626	5,112
土地	※1 14,351	※1 13,551
リース資産	3,678	3,354
建設仮勘定	3,217	5,142
有形固定資産合計	52,877	53,457
無形固定資産		
借地権	199	199
ソフトウェア	3,581	3,379
リース資産	4	1
その他	582	533
無形固定資産合計	4,367	4,114
投資その他の資産		
投資有価証券	2,755	2,880
関係会社株式	8,484	8,778
出資金	55	2
関係会社長期貸付金	166	—
従業員に対する長期貸付金	0	2
破産更生債権等	58	66
長期前払費用	362	397
前払年金費用	4,244	4,758
繰延税金資産	950	581
その他	1,094	1,069
貸倒引当金	△58	△66
投資その他の資産合計	18,115	18,471
固定資産合計	75,359	76,043
資産合計	145,889	149,242

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	56	61
買掛金	18,110	18,560
短期借入金	※1 900	※1 900
リース債務	1,319	1,327
未払金	7,432	7,223
未払費用	552	477
未払法人税等	1,337	1,169
未払消費税等	—	2,297
賞与引当金	2,404	2,534
前受金	37	30
預り金	3,354	7,750
前受収益	69	69
資産除去債務	0	9
その他	0	0
流動負債合計	※2 35,574	※2 42,413
固定負債		
リース債務	2,845	2,491
退職給付引当金	5,238	5,188
資産除去債務	351	352
その他	17	3
固定負債合計	8,453	8,036
負債合計	44,027	50,449
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,045	6,045
資本剰余金		
資本準備金	6,646	6,646
その他資本剰余金	12	—
資本剰余金合計	6,659	6,646
利益剰余金		
利益準備金	233	233
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1	1
固定資産圧縮積立金	288	726
別途積立金	15,400	15,400
繰越利益剰余金	80,813	78,186
利益剰余金合計	96,737	94,548
自己株式	△8,173	△9,157
株主資本合計	101,269	98,083
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	569	688
評価・換算差額等合計	569	688
新株予約権	23	21
純資産合計	101,861	98,792
負債純資産合計	145,889	149,242

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 117,420	※1 123,770
売上原価	※1 82,934	※1 87,139
売上総利益	34,485	36,631
販売費及び一般管理費	※1, ※2 29,674	※1, ※2 31,311
営業利益	4,811	5,320
営業外収益		
受取利息	27	81
受取配当金	2,473	2,141
不動産賃貸料	519	596
その他	472	510
営業外収益合計	※1 3,491	※1 3,330
営業外費用		
支払利息	124	156
不動産賃貸原価	324	438
その他	9	13
営業外費用合計	※1 458	※1 608
経常利益	7,844	8,041
特別利益		
固定資産売却益	1	1,201
投資有価証券売却益	—	135
抱合せ株式消滅差益	—	323
その他	—	25
特別利益合計	1	1,686
特別損失		
固定資産除却損	54	14
減損損失	—	367
特別損失合計	54	382
税引前当期純利益	7,792	9,345
法人税、住民税及び事業税	1,793	1,934
法人税等調整額	28	313
法人税等合計	1,821	2,247
当期純利益	5,970	7,098

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
I 材料費	※2	37,970	45.5	40,174	45.7	
II 労務費		13,630	16.4	13,744	15.6	
III 経費		31,761	38.1	34,007	38.7	
当期総製造費用		83,362	100.0	87,925	100.0	
期首仕掛品棚卸高		483		539		
合 計		83,846		88,465		
期末仕掛品棚卸高		539		694		
当期製品製造原価		83,306		87,771		
期首製品棚卸高		219		119		
当期製品製造原価		83,306		87,771		
合 計		83,526		87,890		
他勘定振替高		※3	473		551	
期末製品棚卸高			119		199	
売上原価		82,934		87,139		

(脚注)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1 原価計算の方法 組別総合原価計算を採用しております。		1 原価計算の方法 組別総合原価計算を採用しております。	
※2 経費のうち主な内訳		※2 経費のうち主な内訳	
検査外注費	16,088百万円	検査外注費	16,593百万円
業務委託費	2,984	業務委託費	3,349
機器修繕費	2,533	機器修繕費	2,480
減価償却費	2,791	減価償却費	3,925
※3 他勘定振替高の内容		※3 他勘定振替高の内容	
販売費及び一般管理費	22百万円	販売費及び一般管理費	14百万円
営業外費用	479	営業外費用	537
その他	△28	その他	0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	6,045	6,646	—	6,646	233	2	292	15,400
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△0	
固定資産圧縮積立金の積立								
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額							△3	
特別償却準備金の取崩						△0		
税率変更に伴う特別償却準備金の変動額						△0		
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			12	12				
自己株式の消却								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	12	12	—	△0	△3	—
当期末残高	6,045	6,646	12	6,659	233	1	288	15,400

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	78,347	94,275	△8,229	98,739	561	561	23	99,324
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	0	—		—				—
固定資産圧縮積立金の積立				—				—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額	3	—		—				—
特別償却準備金の取崩	0	—		—				—
税率変更に伴う特別償却準備金の変動額	0	—		—				—
剰余金の配当	△3,509	△3,509		△3,509				△3,509
当期純利益	5,970	5,970		5,970				5,970
自己株式の取得				—				—
自己株式の処分			55	68				68
自己株式の消却				—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					7	7	—	7
当期変動額合計	2,465	2,461	55	2,529	7	7	—	2,537
当期末残高	80,813	96,737	△8,173	101,269	569	569	23	101,861

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	6,045	6,646	12	6,659	233	1	288	15,400
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△0	
固定資産圧縮積立金の積立							437	
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額								
特別償却準備金の取崩						△0		
税率変更に伴う特別償却準備金の変動額								
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			10	10				
自己株式の消却			△23	△23				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	△12	△12	—	△0	437	—
当期末残高	6,045	6,646	—	6,646	233	1	726	15,400

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益 剰余金							
当期首残高	80,813	96,737	△8,173	101,269	569	569	23	101,861
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	0	—		—				—
固定資産圧縮積立金の積立	△437	—		—				—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額				—				—
特別償却準備金の取崩	0	—		—				—
税率変更に伴う特別償却準備金の変動額				—				—
剰余金の配当	△4,979	△4,979		△4,979				△4,979
当期純利益	7,098	7,098		7,098				7,098
自己株式の取得			△5,376	△5,376				△5,376
自己株式の処分		—	61	72				72
自己株式の消却	△4,307	△4,307	4,330	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					118	118	△1	117
当期変動額合計	△2,626	△2,188	△984	△3,185	118	118	△1	△3,068
当期末残高	78,186	94,548	△9,157	98,083	688	688	21	98,792

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、仕掛品

主として総平均法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

のれんは、5年間の均等償却

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産については定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 検査事業

臨床検査事業及び食品衛生事業については顧客への検査結果の報告時点により履行義務が充足されると判断しており、検査結果の報告時点で収益を認識しております。

(2) 医療情報システム事業

電子カルテシステムの販売についてはソフトウェア使用権の許諾、機器類の設置及び使用方法の顧客への説明が完了し、顧客の検収により契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されると判断しており、電子カルテシステムの検収時点で収益を認識しております。

電子カルテシステムの保守サービスについては一定期間の保守契約に係るサービスの提供について履行義務と識別しております。一定期間の保守契約は、履行義務が時の経過にわたり充足されると判断しており、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、収益は契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものとして識別したものはありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	16,487百万円	17,240百万円
土地	2,879	2,759
計	19,367百万円	20,000百万円

上記に対応する債務

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期借入金	880百万円	880百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	1,072百万円	1,046百万円
短期金銭債務	6,274	10,800

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	3,014百万円	3,049百万円
営業費用	25,467	26,370
営業取引以外の取引高	3,213	3,144

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料手当及び賞与	7,203百万円	7,389百万円
賞与引当金繰入額	871	927
退職給付費用	243	228
業務委託費	10,174	10,952
消耗品費	2,307	2,203
減価償却費	258	283
おおよその割合		
販売費	78.4%	77.4%
一般管理費	21.6	22.6

(有価証券関係)

前事業年度 (2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	8,247
関連会社株式	237
合計	8,484

当事業年度 (2026年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	8,541
関連会社株式	237
合計	8,778

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,638百万円	1,627百万円
賞与引当金	732	794
投資有価証券評価損	38	37
貸倒引当金	24	39
資産除去債務相当額	110	113
その他	323	287
繰延税金資産小計	2,867	2,899
評価性引当額	△133	△125
繰延税金資産合計	2,733	2,773
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△131	△331
資産除去債務による固定資産影響額	△55	△52
その他有価証券評価差額金	△258	△314
前払年金費用	△1,336	△1,492
その他	△0	△0
繰延税金負債合計	△1,783	△2,191
繰延税金資産(負債)の純額	950百万円	581百万円

(注) 過年度の退職給付関係の会計処理に誤りがあることが判明したため、前事業年度の退職給付引当金及び前払年金費用は訂正後の金額を記載しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.9	△6.7
住民税均等割	1.6	1.4
法人税特別控除額	△0.2	△0.4
抱合せ株式消滅差益	—	△1.1
その他	△0.2	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.4%	24.0%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記情報（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略いたします。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	24,827	2,063	157 (75)	1,594	25,139	21,048
	構築物	422	191	3 (3)	54	555	1,282
	機械及び装置	738	19	2 (0)	164	591	905
	車両運搬具	14	—	—	4	9	32
	工具、器具及び備品	5,626	2,230	25 (21)	2,720	5,112	23,345
	土地	14,351	412	1,211 (266)	—	13,551	—
	リース資産	3,678	1,023	0	1,347	3,354	3,770
	建設仮勘定	3,217	3,628	1,704	—	5,142	—
	計	52,877	9,569	3,104 (367)	5,884	53,457	50,385
無形固定資産	借地権	199	—	—	—	199	—
	ソフトウェア	3,581	1,068	5	1,264	3,379	14,156
	リース資産	4	—	—	2	1	12
	その他	582	604	651	1	533	9
	計	4,367	1,673	657	1,268	4,114	14,177

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	総合研究所の設備再配置工事費	1,927百万円
工具、器具及び備品	総合研究所の検査機器	1,650百万円
建設仮勘定	総合研究所の設備再配置工事費	2,402百万円

2. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

また、当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります

工具、器具及び備品	BML新札幌の検査機器	4百万円
〃	検査機器Amplitude	18百万円
土地	遊休不動産の売却	950百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	78	80	33	124
賞与引当金	2,404	2,534	2,404	2,534

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.bml.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された、当社株式1単元（100株）以上を保有している株主に対し、所有株式数に応じてクオカードを下記のとおり贈呈いたします。 100株以上200株未満 クオカード1,500円分 200株以上 クオカード3,000円分

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第70期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第70期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月24日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第71期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 2025年7月2日関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

2025年9月10日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第66期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2026年3月16日関東財務局長に提出。

事業年度 第67期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2026年3月16日関東財務局長に提出。

事業年度 第68期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2026年3月16日関東財務局長に提出。

事業年度 第69期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2026年3月16日関東財務局長に提出。

事業年度 第70期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2026年3月16日関東財務局長に提出。

(7) 半期報告書の訂正報告書及び確認書

第70期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2026年3月16日関東財務局長に提出。

第71期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2026年3月16日関東財務局長に提出。

(8) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第69期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2026年3月16日関東財務局長に提出。

第69期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2026年3月16日関東財務局長に提出。

第69期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2026年3月16日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月23日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 長 島 拓 也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高 橋 勇 人

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビー・エム・エルの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益計上の前提となるITシステムの信頼性（検査事業の売上高）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結損益計算書に記載されている売上高150,262百万円のうち、検査事業の売上高（以下、「検査事業売上高」という。）は143,191百万円であり、その95.3%を占めている。検査事業売上高の計上プロセスは、ITシステムに高度に依拠している。</p> <p>検査事業は、全国の病院及び診療所等の顧客から受託した検体検査を、自動化された検査ラインで実施し、その検査結果を適時に報告することで対価を受領している。その業務プロセスを高度に自動化・ITシステム化することで、日々大量に行われる検体検査に係る結果報告と売上処理の正確性及び網羅性の確保を可能にしている。</p> <p>検査事業売上高は、ホスト基幹システムで顧客ごとの検査完了データに単価を乗じることで自動計算され、値引等の修正データが手入力で加えられる。ホスト基幹システムの自動計算結果及び修正データはそれぞれ会計システムに転送され、検査事業売上高が自動計上される。</p> <p>自動化された検査ラインで実施された検査結果は、随時ホスト基幹システムに転送されて日々顧客への検査結果報告書が出力される。同時に、検査完了データとしてホスト基幹システムに蓄積される。</p> <p>ホスト基幹システムには検査項目ごとに単価データが登録されており、これに蓄積された検査完了データに乗じて検査事業売上データが自動計算される。検査事業売上データは、日次で会計システムに転送され検査事業売上高が自動計上される。</p> <p>請求時点で発生する少額な値引等の修正データは、ホスト基幹システムに手入力し、会計システムに転送されて、検査事業売上高に反映されている。</p> <p>当監査法人は、検査事業売上高の金額に重要性が高く、当該収益計上が正確に行われるためには、関連するITシステムが適切に整備・運用されることが重要であると判断したため、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>左記の監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は、ITの内部専門家を参画させて、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査事業売上高計上に関連するITシステムのデータフロー、処理プロセス及び自動化された内部統制を理解 ITシステムに重要な影響を与える事象の有無を把握するため、IT責任者への質問や取締役会議事録等の閲覧により、システム開発に係る意思決定過程やシステム開発案件の進捗状況、障害の発生状況等を理解 <p>(2)内部統制の整備・運用状況の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ホスト基幹システム及び会計システム等に係るIT全般統制の整備・運用状況の評価するため、ユーザーアクセス管理、システムの変更管理、システム運用管理の有効性を検証 ホスト基幹システムへのデータ入力の正確性を確かめるため、検査項目ごとの単価データ・検査完了データ・請求段階での修正データ等の入力に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を評価 ホスト基幹システムにおいて検査事業売上データを計算する自動化された内部統制の整備・運用状況の評価するため、その仕様の正確性を検証した上で、ホスト基幹システムにおける検査項目ごとの単価データ及び検査完了データを利用した検査事業売上データの再計算結果と、実際の検査事業売上データとの整合性を検証 ホスト基幹システムから会計システムへデータが転送される自動化された内部統制の整備・運用状況の有効性を評価するため、その仕様の正確性を検証した上で、システム間で実際に転送されたデータの正確性及び網羅性を検証するとともに、ホスト基幹システムの検査事業売上データ及び請求時点で手入力される修正データと会計システムで自動計上された検査事業売上高との整合性を検証

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビー・エム・エルの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ビー・エム・エルが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 島 拓 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勇 人

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビー・エム・エルの2025年4月1日から2026年3月31日までの第71期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エルの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益計上の前提となるITシステムの信頼性（検査売上高）

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（収益計上の前提となるITシステムの信頼性（検査事業の売上高））と同一内容であるため、記載を省略している。
--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。